

令和 8 年度 第 1 回群馬県最低賃金専門部会 会議次第

令和 8 年 7 月 28 日
前橋地方合同庁舎
1 階 共用会議室

1 開 会

2 労働基準部長挨拶

3 部会長及び部会長代理選出

4 議 題

(1) 令和 8 年度群馬県最低賃金専門部会の運営について

(2) 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項及び第 7 項の適用について

(3) 群馬県最低賃金改正決定に係る審議について

(4) その他

5 閉 会

第1回群馬地方最低賃金審議会群馬県最低賃金専門部会

資 料 目 次

ページ

1	群馬地方最低賃金審議会群馬県最低賃金専門部会委員名簿	・ ・ ・ ・	1
2	群馬地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程	・ ・ ・ ・	2
3	最低賃金審議会令（抜粋）	・ ・ ・ ・	4
4	群馬地方最低賃金審議会等開催状況及び開催日程（令和5年度～令和8年度）	・ ・	6
5	意見書（群馬県最低賃金の改正決定に係る意見聴取）		
	（1）群馬地方最低賃金審議会に対する意見書		
	全労連・全国一般群馬労働組合	・ ・ ・ ・	7
	（2）2026年度の群馬地方最低賃金額の審議にむけた意見書		
	生協労連 コープネットグループ労働組合	・ ・ ・ ・	8
	（3）ケア労働者の離職防止、確保・定着のため、最低賃金額の大幅引き上げと 全国一律制を求める意見書	群馬県医療労働組合連合会	・ ・ ・ ・ 9
	（4）最低賃金の引き上げを求める意見		
	群馬県自治体一般労働組合	・ ・ ・ ・	14
	（5）最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書		
	群馬県労働組合会議	・ ・ ・ ・	15
6	北関東三県比較対照表		
	（1）年度別地域別最低賃金の比較表	・ ・ ・ ・	19
	（2）新規高卒者初任給の推移（企業規模10人以上）	・ ・ ・ ・	20
	（3）標準生計費の推移（一人世帯）	・ ・ ・ ・	21
	（4）有効求人倍率の推移（パート含む）	・ ・ ・ ・	21
	（5）都道府県（各県庁所在都市）別消費者物価指数の推移	・ ・ ・ ・	22
7	毎月勤労統計調査 令和7年分結果速報	・ ・ ・ ・	23
8	群馬県最低賃金と生活保護の比較について	・ ・ ・ ・	38
9	最低賃金の改正決定について（諮問）	・ ・ ・ ・	51
10	令和8年7月1日付け、群馬県知事からの要請文	・ ・ ・ ・	52
11	第1回目安に関する小委員会配付資料	中央最低賃金審議会資料	・ ・ ・ ・ 54
12	第2回目安に関する小委員会配付資料	中央最低賃金審議会資料	・ ・ ・ ・ 55
13	第3回目安に関する小委員会配付資料	中央最低賃金審議会資料	・ ・ ・ ・ 56
14	第4回目安に関する小委員会配付資料	中央最低賃金審議会資料	・ ・ ・ ・ 57
15	第5回目安に関する小委員会配付資料	中央最低賃金審議会資料	・ ・ ・ ・ 59

（ホームページ掲載用にはページ番号の記入などを行っています。）

群馬地方最低賃金審議会 群馬県最低賃金専門部会委員名簿

(令和8年7月16日任命)

(敬称略、五十音順)

区分	氏 名	現 職
公益代表	小 淵 紀 久 男	(株) 上毛新聞社取締役 総務・経理・労務・経営企画担当
	西 村 淑 子	群馬大学情報学部教授
	米 本 清	高崎経済大学地域政策学部教授
労働者代表	勝 又 雄 司	S U B A R U 関連労働組合連合会中央執行委員
	村 山 洋 光	日本労働組合総連合会群馬県連合会副事務局長
	山 村 康 郎	J A M 北関東群馬県連合会会長
使用者代表	五 十 嵐 亮 二	(一社) 群馬県経営者協会専務理事
	宇 井 正 典	アサヒライズ (株) 代表取締役社長
	金 井 浩	三山鋼機株式会社 代表取締役社長

群馬地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

(目 的)

第1条 群馬地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する群馬県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(構 成)

第2条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、群馬労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の専門部会の委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開・非公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報 告)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止するものとする。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年7月27日から施行する。

最低賃金審議会令（抜粋）

第三条（委員の推薦）

第1項 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

第2項 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

第六条（最低賃金専門部会）

第1項 最低賃金法第二十五条第一項又は第二項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低賃金専門部会」という。）の委員及び臨時委員（地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員）の数は、九人以内とする。

第2項 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

第3項 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。

第4項 第三条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第一項中「関係

労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者（関係者の団体を含む。））」と、同条第二項中「推薦」とあるのは「推薦（都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないと認める候補者に係る推薦を除く。））」と読み替えるものとする。

第5項 審議會は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議會の決議とすることができる。

第6項 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議會に置かれる最低賃金専門部会については、同条第二項中「中央最低賃金審議會」とあるのは「中央最低賃金審議會に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議會に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議會」とあるのは「地方最低賃金審議會に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。

第7項 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議會の議決により、これを廃止するものとする。

群馬地方最低賃金審議会等開催状況及び開催日程

令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
地域最低賃金		地域最低賃金		地域最低賃金		地域最低賃金	
7月4日（火） 16:00～ 1階共用会議室 (予備 8階相談室、9階会議室)	・452回本審(地域諮問)	6月28日（金） 13:30～ 7階大会議室 (予備 8階相談室、9階会議室)	・458回本審(地域諮問)	7月14日（月） 14:00～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・464回本審(地域諮問)	7月1日（水） 16:00～ 1階共用会議室	・470回本審(地域諮問)
	・①全員協議会 (運営内容協議、日程)		・①全員協議会 (運営内容協議、日程)		・①全員協議会 (運営内容協議、日程)		・①全員協議会 (運営内容協議、日程)
7月27日（木） 16:00～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・①地域部会(中間報告)	7月26日（金） 9:30～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・①地域部会(中間報告)	7月31日（木） 14:00～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・①地域部会(中間報告)	7月28日（火） 10:00～ 1階共用会議室	・①地域部会(中間報告)
8月2日（水） 15:30～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・453回本審(目安伝達) (特定必要性諮問)	8月2日（金） 9:30～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・459回本審(目安伝達) (特定必要性諮問)	8月4日（月） 14:00～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・465回本審(目安伝達) (特定必要性諮問)	7月29日（水） 9:30～ 1階共用会議室	・471回本審(目安伝達) (特定必要性諮問)
	・②全員協議会 (特定最賃必要性審議)		・②全員協議会 (特定最賃必要性審議)		・②全員協議会 (特定最賃必要性審議)		・②全員協議会 (特定最賃必要性審議)
	・②地域部会(基礎調査説明)		・②地域部会(基礎調査説明)		・②地域部会(基礎調査説明)		・②地域部会(基礎調査説明)
8月9日（水） 9:30～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・③地域部会(最低賃金額審議)	8月8日（木） 9:30～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・③地域部会(最低賃金額審議)	8月18日（月） 13:30～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・③地域部会(最低賃金額審議)	8月6日（木） 14:00～ 1階共用会議室	・③地域部会(最低賃金額審議)
							・472回本審(地域答申)
	・454回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)		・460回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)				(特定必要性答申・改正諮問)
				8月26日（火） 8:30～ 7階大会議室	・④地域部会(最低賃金額審議)		
					・466回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)		
8月25日（金） 10:00～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・455回本審(地域諮問)	8月26日（月） 10:00～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・461回本審(地域諮問)	9月11日（木） 10:00～ 7階大会議室	・467回本審(地域諮問)	8月24日（月） 16:00～ 1階共用会議室	・473回本審(地域諮問)
	(地域異議申出諮問・答申)		(地域異議申出諮問・答申)		(地域異議申出諮問・答申)		(地域異議申出諮問・答申)
特 定 最 低 賃 金		特 定 最 低 賃 金		特 定 最 低 賃 金		特 定 最 低 賃 金	
月 日（ ） 開催せず	・特定合同部会	月 日（ ） 開催せず	・特定合同部会	月 日（ ） 開催せず	・特定合同部会	月 日（ ） 開催せず	・特定合同部会
10月4日（水）	・特定部会①(電気) 9:30～1階共用会議室	10月9日（水）	・特定部会①(鉄鋼) 9:30～7階大会議室	10月8日（水）	・特定部会①(鉄鋼) 9:30～7階大会議室	月 日（ ）	・特定部会①
10月4日（水）	・特定部会①(輸送) 10:45～1階共用会議室	10月9日（水）	・特定部会①(機械) 10:45～7階大会議室	10月8日（水）	・特定部会①(機械) 10:45～7階大会議室	月 日（ ）	・特定部会①
10月5日（木）	・特定部会①(鉄鋼) 9:30～1階共用会議室	10月11日（金）	・特定部会①(電気) 9:30～7階大会議室	10月10日（金）	・特定部会①(電気) 13:30～7階大会議室	月 日（ ）	・特定部会①
10月5日（木）	・特定部会①(機械) 10:45～1階共用会議室	10月11日（金）	・特定部会①(輸送) 10:45～7階大会議室	10月10日（金）	・特定部会①(輸送) 14:45～7階大会議室	月 日（ ）	・特定部会①
10月20日（金）	・特定部会②(電気) 13:30～7階大会議室	10月24日（木）	・特定部会②(鉄鋼) 16:00～7階大会議室	10月28日（火）	・特定部会②(電気) 10:00～7階大会議室	月 日（ ）	・特定部会②
10月24日（火）	・特定部会②(鉄鋼) 9:30～1階共用会議室	10月25日（金）	・特定部会②(機械) 9:30～7階大会議室	10月29日（水）	・特定部会②(鉄鋼) 13:30～7階大会議室	月 日（ ）	・特定部会②
10月24日（火）	・特定部会②(機械) 10:45～1階共用会議室	10月25日（金）	・特定部会②(電気) 10:45～7階大会議室	10月29日（水）	・特定部会②(機械) 14:45～7階大会議室	月 日（ ）	・特定部会②
10月30日（月）	・特定部会②(輸送) 9:30～1階共用会議室	10月30日（水）	・特定部会②(輸送) 13:30～7階大会議室	10月31日（金）	・特定部会②(輸送) 13:30～1階共用会議室	月 日（ ）	・特定部会②
10月30日（月）	・456回本審(特定報告) 10:45～1階共用会議室	10月30日（水）	・462回本審(特定報告) 14:45～7階大会議室	10月31日（金）	・468回本審(特定報告) 14:45～1階共用会議室	月 日（ ）	・回本審(特定報告)
11月15日（水）	・本審(異議申出なく開催なし)	11月15日（金）	・本審(異議申出なく開催なし)	11月18日（火）	・本審(異議申出なく開催なし)	月 日（ ）	・本審(異議申出)
3月6日（水）	・457回本審(特定意向表明)	3月4日（火）	・463回本審(特定意向表明)	3月5日（木）	・469回本審(特定意向表明)	月 日（ ）	・回本審(特定意向表明)
	10:00～1階共用会議室		14:00～7階大会議室		14:30～7階大会議室		



群馬地方最低賃金審議会に対する意見書

全労連・全国一般群馬労働組合

執行委員長

日本は名目 GDP が世界第 4 位（2024 年時）、これに対する名目購買力平価 GDP は 5 位。方や、一人当たりの名目 GDP は 38 位、一人当たりの名目購買力平価 GDP は 41 位（OECD38 か国中 22 位）と低い。これは何を意味するのか。①経済成長率の低下と円安が大きな原因、②高齢化による非労働力の増加であるとされる。現象的には外国人観光客の増加に見る円安の効果といえる。また、社会保障等で現役世代の国民負担が増えることも下がる一因とされている。さらに労働生産性の国際比較（名目 GDP ÷ 就業者数＝一人当たりの労働生産性）だと、OECD38 か国中 32 位とかなり低く、どんどん貧困化となっている。

これを証明するように、日本におけるエンゲル係数が 28.3%（65 歳以上は 30.6% とさらに高い）と急上昇している。この数字は 44 年ぶりの高水準となっている。これと同時に所得の不平等さを示すジニ係数も 2023 年 0.5855 で、2021 年時の 0.5700 から見ると急速に悪化している。ジニ係数は 0.4 を超えると警戒ライン、0.5 を超えると危険水域と言われている。

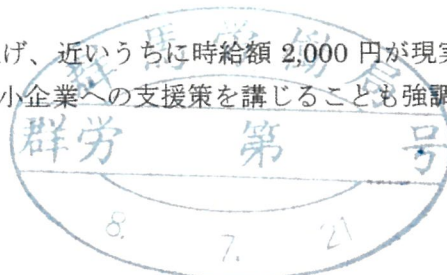
今、物価が国民生活を大きく圧迫しているもとで軍事拡大だけが突出し、これによって社会保障が切り崩されていることは、さらに労働力の低下を招く要因となりかねない。ハラスメントによる精神障害が多発し、全国にある診療内科クリニックの予約は 3 か月以上待たなければならない状況にある。また、派遣労働者や非正規労働者が増え続け、これに加えて正規労働者の賃金抑制などもエンゲル係数を引き上げる大きな要因となっている。

この状況を改善させるにはどうしたらよいか。今、やらなければならないことは、社会保障を充実させ、労働者・国民の健康を保障し、さらに労働者・国民の懐を温める政策で消費購買力を高めて経済を回復させ安定させることである。この安定した生活により少子化を止め、将来の人手不足を改善させることがまず先決である。

2025 年～2026 年にロート製薬が行った若者アンケート（2026 年 3 月発表）では 18 歳～29 歳の未婚の男女 400 人のうち、「子どもを望まない」と回答した割合は、女性 64.7%、男性 60.7% であった。その主な背景として①経済的な不安や、キャリアを優先したい②婚活に対する精神的・身体的負担の懸念③個人のライフプランの多様化となっている。これを見ても今の日本がいかに暮らしにくいということが読み取れる。以上の状況から政治として取らなければならない政策は、国民生活の安定ということに尽きる。

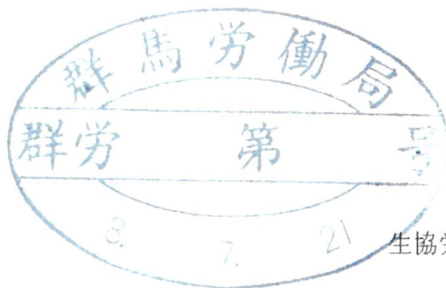
この最も早い手立てが最低賃金の引き上げである。最低賃金が引き上げれば、すべての労働者の賃金に影響を与えることができると確信している。群馬県における最低生計費資産調査の結果が出された（群馬県労働組合会議発表）。前年審議会で、弁護士会の要請文中にも書かれていた調査である。調査の結果は、時給 1,851 円（25 歳男子）であった。更に今後も物価が上れば、この額も当然引き上がる。現在の群馬県最低賃金時給額 1,063 円からみても、788 円もの大きな開きがある。先に述べたエンゲル係数やジニ係数をとってみても、国民は生活面でかなり切り詰めているという現象がはっきりと表れている。

早急に全国一律で時給 1,500 円に引き上げ、近いうちに時給額 2,000 円が現実になるような議論をお願いする。同時にこれを実現できる中小企業への支援策を講じることも強調する。



以上

群馬地方最低賃金審議会
会長 米本 清 殿



2026 年 7 月 29 日

生協労連 コープネットグループ労働組合
中央執行委員長
中央書記長

2026 年度の群馬地方最低賃金額の審議にむけた意見書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は生活協同組合と関連職場ではたらくなかまを組織した労働組合で、労働組合員の約 7 割がパートなどの非正規労働者です。労働組合の運動方針の柱として、格差と貧困をなくすために最低賃金の大幅引き上げをめざしています。また、地域間格差の解消とどこでもだれでも 8 時間働いたら暮らせる社会を展望し、最低賃金 1,800 円以上を今すぐ実現することをめざしています。今年度の群馬地方最低賃金額の改定につきまして、生協職場のなかまを代表して、意見を述べさせていただきます。

1. 2026 年最低賃金改定にあたって

最低賃金制度は、賃金の最低額を定めることで、憲法 25 条に規定された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するものです。しかし、この間の急激な物価上昇により、多くの生活者の暮らしが逼迫し、とりわけ非正規労働者など低所得者の暮らしは危機的状況にあります。さらに、今年 2 月から始まったイラン戦争により原油の流通が滞っていることに由来して、今後さらに物価が上昇していく不安の中で生活しています。従前から存在する格差と貧困の問題はより深刻さを増しています。

昨年度の最低賃金改定により、群馬県の最低賃金は 78 円引き上がり 1,063 円となりました。しかし、時間給 1,063 円では 1 日 8 時間、週 5 日勤務しても月額 17 万円程度、年収では 205 万円程度で、この間の物価上昇率には及ばない引き上げ額です。また、昨年改定後の最低賃金が発効したのは 3 月であり、秋田県に次いで日本で 2 番目に遅い発効日となり、例年通りの 10 月発効から 6 ヶ月遅れたものでした。生活が厳しい労働者の暮らしを支える必要がある中、6 ヶ月発効を遅らせた合理的理由を見出すことはできませんでした。

コープネットグループ労働組合の組合員は、1,800 人近くが社会保険未加入の非正規雇用です。「年収の壁」との関係では、社会保険料の負担増分を超える賃上げが求められています。一方、社会保険に加入している非正規労働者の中には、家計の補助ではなく、自分自身の収入のみで生活している者もいます。物価高による生活の圧迫を解消するため、1 日も早い最低賃金の大幅アップを求める深刻な声をぜひ受け止めた上での議論をお願いいたします。

2. 1 日 8 時間働いたら、人間らしく暮らせる最低賃金へ

2025 年 5 月に群馬県労働組合会議で初めて実施した最低生計費試算調査では、前橋市内で 25 歳単身者が 1 日 8 時間働き「人間らしくふつうに暮らすためには」、1,800 円（月額 27 万円）が必要という結果が出ました。群馬県労働組合会議に加盟する労働者を対象に、生活のパターンを調べる「生活実態調査」と持ち物をどのくらい所有しているのかを調べる「持ち物財調査」の 2 つのアンケートを実施し、前橋市で単身の若者がふつうに一人暮らしをするには、女性：月額 276,294 円、男性：277,596 円（ともに税・社会保険料込）が必要であることがわかりました。これは年収に換算すると約 330 万となります。

更にアンケートを実施した時期から短期間で更に物価が上昇しているので、時給 1,800 円でも「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するには不足していると思われます。

群馬県の最低賃金については、中央最低賃金審議会が提示する目安額にとらわれることなく、私たちが実施した調査の科学的根拠に基づいた審議をお願いします。また、昨年に続き大幅な引き上げを実施し、群馬県内すべての労働者が、人間らしく暮らしていける最低賃金の水準とはの視点で議論し、発効日を例年通りの 10 月に発効することで、地域経済の発展や活性化のために、群馬県の最低賃金を 1,800 円としていただくようお願いいたします。

以上



2026年7月21日

群馬労働局長 上野 康博 局長 様
群馬地方最低賃金審議会 会長 様
群馬地方最低賃金審議会委員 各位

群馬県医療労働組合連合会
書記長 [Redacted]

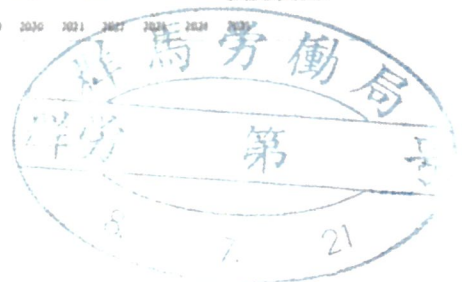
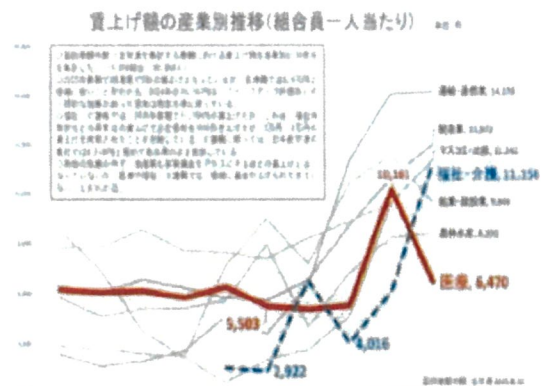
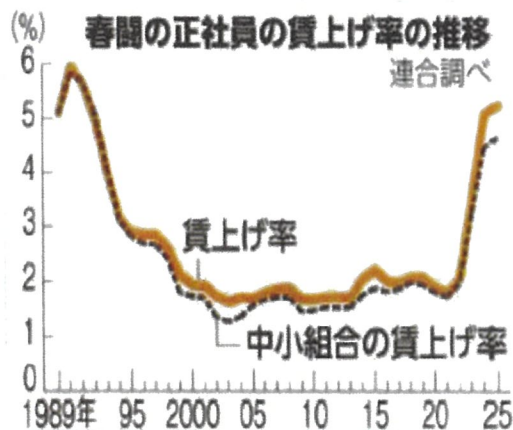
ケア労働者の離職防止、確保・定着のため、最低賃金額の大幅引き上げと 全国一律制を求める意見書

労働者の賃金の保障および労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定のために
ご尽力いただいていることに敬意を表します。

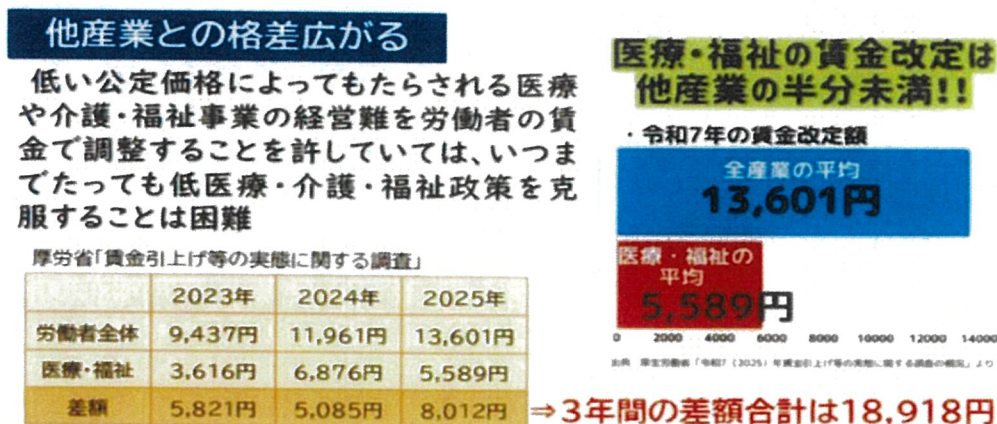
私たち、群馬県医療労働組合連合会は、安全・安心の医療・介護を提供するために、
医療・介護・福祉現場で働く労働者の「賃金・労働条件の大幅改善」が必要と考え、労働
者とその家族の生活を支える賃金改善にむけての取り組みをすすめています。

医療・介護分野は政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の
抑制、慢性的な人員不足、物価高騰への対応を余儀なくされるなど、医療・介護提供
体制を維持することが大変困難な状況に追い込まれています。

このような状況下で、「賃金構造基本統計調査」によれば、全産業と比較した場合、
看護師の所定内賃金は夜勤や残業代を含めても約月額 2 万円、介護職に至っては
約 8 万円も低くなっています。年収ベースでは数十万～百万円以上の格差があり、
公的産業に従事する専門職として、社会的役割に相応しい賃金水準とは到底言えるも
のではありません。介護職員に対する処遇改善手当は、その原資を基本給や一時金に
利用しても良いとされており、満額賃上げに繋がるものではありません。また、診療
報酬引き上げによるベースアップ評価料も、ベアでなく手当でも良いとされており、
また一時金の算定に組み入れなくても良いと但し書きがあり、事業所の規模で評価に
雲泥の差があるため、等しく満額の賃上げは実施されていません。



他産業では物価高騰を後追いする形で本格的な賃上げが始まり、連合では3年連続で5ケタの賃上げが実施されています。一方で、公定価格の影響を受ける医療・介護・福祉分野は賃上げから置き去りにされています。診療報酬・介護報酬が実施されても、例年をわずかに上回る程度の賃上げにとどまりました。



物価高騰が長期化するなか、賃金の引き上げは物価上昇に追いつかず、実質賃金は4年連続で低下しています。最低賃金近傍(きんぼう)で働くケア労働者からは、食費や光熱費を切り詰め、夫婦共働きしても、2人目の子どもを持つことを躊躇していたり、子どもを塾に通わせるため、生活費を稼ぐために夜勤を増やしているために家族の時間が持てないなど、必要な支出を抑えるだけでなく、将来に希望を持つことが厳しい実態が寄せられています。

最低賃金法第9条は、生計費、賃金および通常の事業の賃金支払能力を考慮して最低賃金を決定することを求めています。実質賃金の低下、さらには近年の急激な物価高騰によって労働者の暮らしが一層厳しさを増しているにもかかわらず、最も重視されるべき生計費の実態に追い付いていません。

昨年度、多くの地方最低賃金審議会が目安額を上回る答申を行った背景には、「最低賃金を引き上げてほしい」「働けば普通に暮らせる賃金にしてほしい」という労働者・住民の要求がありました。また、最低賃金の低さによる就業者の他県への流出や人手不足に対する地域の危機感もあります。医療でも看護師やコメディカルが毎年、県外に転職しています。

生計費原則に基づいた賃金要求

26春闘アンケート結果

生活実感からの賃金不足額
45,231円
(2025年最終 44,111円)

看護師のみの賃金不足額
47,926円

身体の疲れ方	看護師	全体
とても疲れる	56.7%	45.8%
やや疲れる	39.7%	47.5%

Q.生活実感から一番負担に感じていることは？(2/13時点)

①食費	33.1%
②住居費	14.3%
③水道・光熱費	7.5%
④医療・介護費	2.5%
⑤交通費(ガソリン代も含む)	4.1%
⑥通信費	0.7%
⑦学費(子どもの教育費・研修・教材費・保育料など)	12.2%
⑧奨学金の返済	2.7%
⑨税・社会保険料	22.1%

医療・介護・福祉分野は深刻な人員不足に陥っていますが、その主要な原因は賃金が安いことにあります。地域最低賃金が上がらなければ、賃上げが実現しないケア労働者の離職防止、確保・定着のためにも、医療・介護提供体制を将来に渡って安定的に維持する上でも賃金水準の引き上げは待ったなしです。最低賃金の大幅な引き上げと全国一律制の新設は喫緊の重要課題であり、即時の決断と実行を求めます。

24時間365日、切れ目なく安全・安心で良質な医療・介護を提供し続けていますが、ケア労働者の賃金が全産業平均にも及ばない低水準では、現状の人手不足に歯止めがかかるはずがありません。医療・介護職は、安心して生活出来る職業から遠ざかっています。将来の仕事に選ばれない職種になりはじめており、とりわけ地方だけでなく都市部でも人員確保が困難になっています。ケア労働者の賃金水準をみると、地域別最低賃金と相関性があることが明らかです。同一資格・同一労働であるにもかかわらず地域間に生じる賃金格差が地方の看護師、介護職員不足に拍車をかけています。人員不足は病院、介護事業所を経営困難に陥らせ、病院・介護事業所の倒産、病棟・事業所閉鎖は過去最多を更新しており、医療・介護崩壊がはじまっています。各委員の皆様には、この事態を極めて重く受け止めて審議に臨んでいただくようお願いいたします。

2024年度日本医労連賃金労働時間調査（看護師モデル賃金）				
	看護師（初任給）	看護師（35歳）	看護師（50歳）	看護師（59歳）
全体平均	205,610	277,600	355,000	378,020
全体最高	236,500	396,100	436,160	483,500
全体最低	180,100	219,550	289,800	298,000
最高－最低	56,400	176,550	146,360	185,500

（表2）年間採用者数の推移

	24年－23年	割合	23年－22年	割合
増	50	39.7%	52	41.9%
減	66	52.4%	58	46.8%
同数	10	7.9%	14	11.3%
回答数	126		124	

（表3）年間退職者数の推移

	24年－23年		23年－22年	
増	66	50.8%	61	48.0%
減	53	40.8%	50	39.4%
同数	11	8.5%	16	12.6%
回答数	130		127	

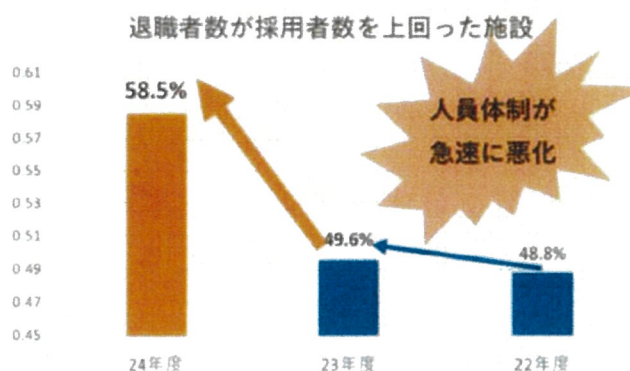
（表4）24年度年間採用者数（A）と24年度年間退職者数（B）との比較

24年度退職者数が	施設数	割合
上回った施設（A<B）	79	58.1%
上回らなかった施設	52	38.2%
同数	5	3.7%
回答数	136	

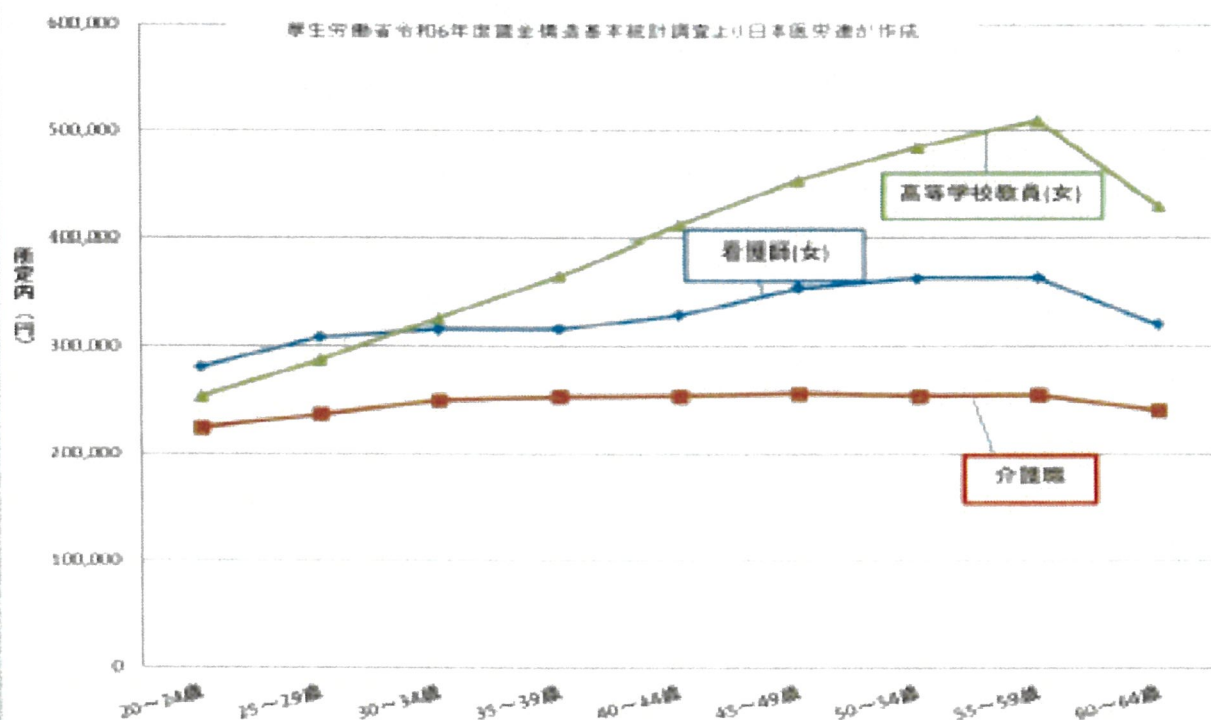
増える離職、求められる大幅賃上げ

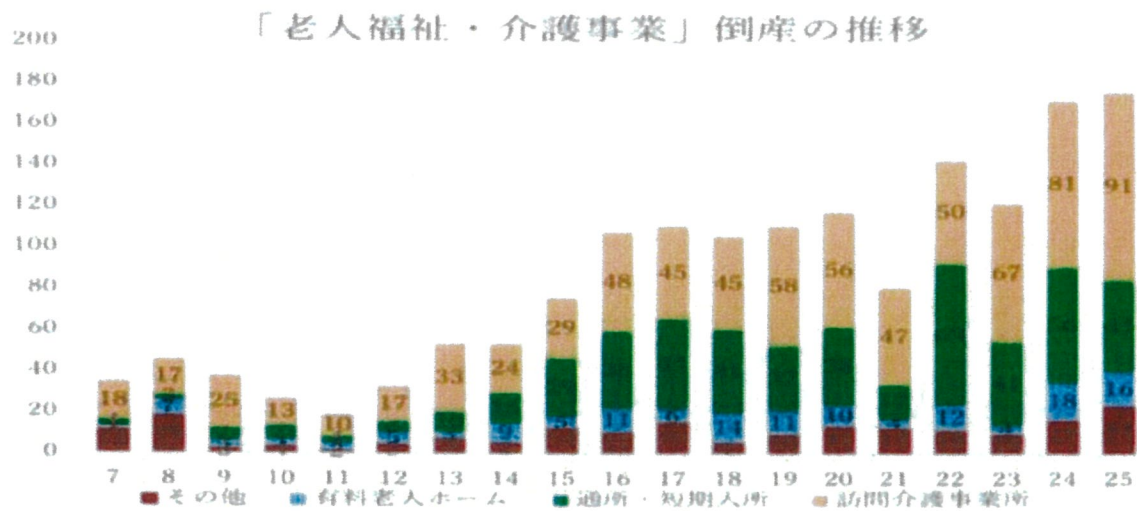
看護職員の入退職に関する実態調査(4～5月)

- ・退職者が採用者数を上回った施設が**約6割**
- ・4月採用は募集をかけても**約4割**の施設が募集定員を満たせず
- ・**年末一時金の削減**が退職増加の要因となっていると推察される



看護師・介護職・教員の賃金格差





東京商工リサーチの発表より作成



帝国データバンクの発表より作成

以上



2026 年 7 月 29 日

群馬地方最低賃金審議会

会長 米山 清 様

群馬県前橋市本町 3-9-10

群馬県自治体一般労働組合

執行委員長

最低賃金の引き上を求める意見

私たちは県内の地方公務員や公務関係労働者などで運営する労働組合です。

ご承知の通り、最低賃金の引き上げ額が決まると民間の賃金は引き上がります。公務員の賃金は人事委員会が、最低賃金の引き上げをうけて民間との均衡を図るため、引き上げを勧告します。

労働者の実質賃金は 4 年連続低下しています。日本経済に直接影響する中東地域での紛争解決は暗礁に乗り上げ、為替は 162 円台を推移しています。しかし、高市政権は経済政策で有効な政策を何ら出せないままです。労働者の賃金の引き上を柱とする政策を掲げる必要があります。

県と 35 市町村の 36 自治体で働く地方公務員の正規職員定数は 22,667 人です。私たちの調査によると、そのうち、嬭恋村を除く 35 自治体で働く正規職員は 20,713 人で、定数から約 2,000 人も少ない職員で行政を運営しています。また、それを支える非正規職員は 15,068 人で、その内 11,899 人が会計年度任用職員です。

実態をつかむため、県内の全 12 市の会計年度任用職員の職種別時間給を割り出し、それぞれの内で最も低い時給を各自治体別に比較しました。

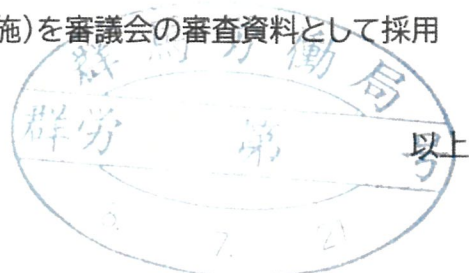
その結果、時間給で最も高かったのは太田市の 1,410 円で、最下位は前橋市と高崎市でいずれも 1,080 円でした。12 市の平均は 1,207 円で群馬県は 1,200 円でした。現在の最低賃金は 1,063 円です。中核市の 2 市が最低賃金をわずかに上回まわるような実態は憂慮すべきことだと思います。

組合は今年 2 月、前橋市の会計年度任用職員約 900 人を対象に、賃金等に関するアンケートを実施し、209 人から回答を得ました。その結果、家計を支えているのは「自分」と答えた人が 32.5%、「自身を含む複数」と答えた人は 14.8%で、合わせて全体の約半数を占めました。にもかかわらず、約 7 割の人が年収 300 万円未満で暮らしています。会計年度任用職員は地公法に基づく地方公務員です。しかし、多くの職員の賃金は最低賃金に近い、あるいは、少し上回る程度です。県労会議といっしょに取り組んだ最低生計費試算調査では前橋市の群大周辺に住む 3 年勤務の単身男性で時給は 1,851 円です。

非正規労働者が、人並みに暮らすには最低賃金の大幅な引き上げが必要です。下記の事項について早期の実現を要請します。

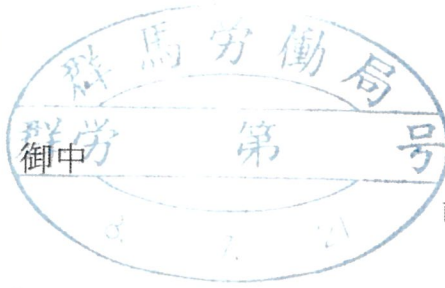
記

- 1 ただちに時間給 1700 円以上に引き上げること。
- 2 全国一律最低賃金制度を早期に実現すること。
- 3 「群馬県最低生計費試算調査結果」(県労会議実施)を審議会の審査資料として採用すること。
- 4 最低賃金の発効日は 10 月 1 日とすること。





群馬地方最低賃金審議会



前橋市本町3-9-10

群馬県労働組合会議

事務局長

最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書

群馬県労働組合会議（以下、県労会議）は、以下に述べる理由により、群馬県における地域別最低賃金をただちに1,700円以上に引き上げ、全国一律最低賃金制度の実現と中小企業支援の抜本的強化を答申に盛り込むことを求めます。

ここ数年、最低賃金は過去最高となる引き上げとなってはいますが、最賃近傍で働く労働者の生活は改善するどころか、異常な物価高騰によってさらに困難な状況となり「物価高騰で食費を削っている」「お米が高く麺類にしている」「病院にいけない」等、深刻な声が上がっています。最低賃金法の目的である「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」を達成するため、これまでの延長線上ではない最低賃金の大幅な引き上げを求めます。

日本の最低賃金には、3つの大きな問題があります。第1は、あまりにも低額で自立して生活できないこと、第2には、あまりにも都道府県間の較差が拡大してしまったこと、第3は、中小企業支援が脆弱であることです。

第1のあまりにも低額で生活できないことについてです。

最低賃金額は、あまりにも低く抑えられており、これでは「8時間働いても」自立して人間らしく暮らすことはできません。私たち県労会議が加盟する全国労働組合総連合（全労連）の各地方組織が全国31都道府県で約6万人の協力で行ってきた“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも25歳単身で月額28万円（税込み）・時間額1,800円以上（月150時間換算）必要との結果が示されています。また、人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。そして、物価上昇を加味した直近のデータでは1,800円、1,900円の結果が出ており、1,700円でも足りない状況が示されています。（別紙資料参照）

群馬県労会議も昨年から今年にかけてこの調査にとりくみました。1,300人以上の組合員などからの回答を得て、静岡県立大学の[]の監修のもと分析をした結果、25歳で1人暮らしをしている男性が普通に暮らしていくためには、月額約28万円、月150時間で計算すると時給1,851円が必要との結果が出ています。これは、群馬の最低賃金1,063円の約1.7倍であり、時給1,063円では、若者が自立して人間らしく暮らすことはきわめて困難

です。中央でも地方でも最低賃金審議会においては、これまで労働者の生計費が審議に位置づけられているとは言い難い状況です。労働者の生計費を改定審議の土台としてしっかり位置づけるためにも、私たちが行った最低生計費試算調査の結果を審議に生かしていただきますようお願いします。

第2の問題は都道府県間の較差拡大です。

最低賃金に地域間格差があることによって、最低賃金が低い地方では、労働者、特に若者が都市部へ流出する要因になっています。最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な制度の格差となっています。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済の疲弊を招いています。この格差を改善するには、全国一律に最低賃金法を改正することが必要です。ぜひ、国に全国一律最低賃金制度の創設を求めることを、最低賃金審議会の答申に盛り込んでいただけるようお願いします。

最低賃金の大幅引き上げを求める声に対し、最低賃金審議会の審議の中で問題とされるのが「賃金支払い能力」ということです。昨年の公益委員見解では、北関東3県の賃金支払い能力には大きな差はないということで、プラス15円の引き上げとしたとあります。そうであるならば、少なくとも栃木と茨城の最賃に並ぶ金額の答申を今年もお願いします。

また発効日を遅らせたことにより、年間を通してみれば、実質的には目安額さえ大きく下回り、5万円もの損失となったことは、最賃近傍で働く人々にとっては大きな痛手でした。また、近隣県との較差が大きく広がることもなりました。発効日は、10月という原則を守っていただきますよう強く要請します。

第3は、中小企業支援が脆弱であることについてです。

私たちが求める「最低賃金を、ただちに1,700円以上に引上げ、2,000円をめざすこと」は、内需を向上させ、地域経済の好循環を生み、中小企業の安定的な発展にもつながるものです。それでも、日本の中小企業の置かれた現状では、最低賃金1,700円への引上げは、中小企業の経営に大きな影響を与えます。だからこそ、私たちは最低賃金引き上げのための中小企業支援の抜本的強化を求めています。今年度の答申においても、国に中小企業支援の抜本的強化を実現するよう、県の支援も引き続き大幅に増やすことを強く求めて下さい。

最後に、審議会の運営についてのお願いです。専門部会も含めて審議の公開は全国に広がっています。全面的に公開している鳥取地方最低賃金審議会では、「公開することで議論が活発になった」という経験が報告されています。「原則公開」の原点に立ち返って、審議の透明性を確保し、広く県民が関心を持てる運営に改善していただくことを強く求めます。

以上

最低生計費試算調査 総括表

25歳男性・単身者・賃貸ワンルームマンション（25㎡）に居住という条件で試算。並びは結果発表の時期順。

※アップデータとは、以前に行った数字に消費者物価指数の変動等を加味して再試算した結果

作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2026年7月16日現在

都道府県	都市名	消費支出										最低生計費				調査結果 発表時期	調査結果 アップデータ 発表時期 ※	サンプル 単身者 数					
		食費	住居費	水道・ 光熱費	家事 用品・ 消耗品	被服 靴類	保健 医療費	交通 通信	教育	娯楽・ 文化費	その他	非 消費 支出	非 消費 率	予 備 費	月額 (税抜)				月額 (税込)	年額 (税込)	時間額 (150h)	額 シ ン ク	
北海道	佐賀市	211,522	53,319	40,000	8,239	4,345	6,397	1,241	40,152	0	37,116	20,713	58,087	19.98%	21,100	232,622	290,709	3,488,505	1,938	C	2019年12月	2026年7月	111
	札幌市	202,553	54,928	43,000	14,874	5,035	7,049	4,830	14,876	0	35,375	22,586	59,032	20.95%	20,200	222,753	281,785	3,381,418	1,879	B	2016年4月	2026年7月	201
	前橋市	199,573	50,631	39,583	13,777	4,597	8,252	2,175	35,681	0	25,116	19,761	58,123	20.94%	19,900	219,473	277,596	3,331,152	1,851	B	2026年7月		79
東京都	北区	207,320	63,750	60,417	7,897	3,197	8,062	1,076	10,633	0	29,338	23,149	60,644	21.01%	20,700	228,020	288,664	3,463,966	1,924	A	2019年9月	2026年7月	411
	宇都宮市	204,417	47,803	41,667	11,545	5,846	5,888	1,604	40,255	0	26,856	22,953	58,967	20.78%	20,400	224,817	283,784	3,405,408	1,892	B	2026年6月		53
	名古屋	199,394	60,503	50,667	8,340	4,610	10,176	5,914	7,949	0	26,910	24,324	63,990	22.59%	19,900	219,294	283,294	3,399,403	1,889	A	2016年2月	2026年6月	217
愛知県	名古屋市	212,753	57,088	39,000	9,661	3,813	7,486	1,572	40,972	0	31,868	21,294	57,617	19.76%	21,200	233,953	291,570	3,498,842	1,944	C	2022年6月		94
	高知市	209,645	53,258	40,000	12,182	3,991	7,808	3,955	39,110	0	26,633	22,708	53,637	18.87%	20,900	230,545	284,182	3,410,184	1,895	C	2026年6月		69
	宮崎市	202,819	52,290	39,000	10,800	4,545	7,200	2,754	38,251	0	24,360	23,619	53,051	19.22%	20,200	223,019	276,070	3,312,842	1,840	C			
青森県	青森市	204,032	53,791	39,000	10,300	4,244	7,527	2,819	37,642	0	25,163	23,545	57,636	20.43%	20,400	224,432	282,068	3,384,821	1,880	C			
	秋田市	208,659	52,570	41,000	11,525	5,626	7,801	2,759	38,802	0	24,837	23,740	56,904	19.87%	20,800	229,459	286,363	3,436,358	1,909	C			
	盛岡市	207,132	54,952	40,000	10,304	4,864	6,506	2,802	38,527	0	23,825	25,350	54,435	19.28%	20,700	227,832	282,267	3,387,203	1,882	C			
山形県	山形市	211,247	55,278	43,000	10,086	4,631	8,230	2,742	39,170	0	24,240	23,871	63,112	21.36%	21,100	232,347	295,459	3,545,506	1,970	B			
	仙台市	205,384	54,513	40,000	10,349	4,312	6,952	2,722	38,337	0	24,569	23,630	56,890	20.12%	20,500	225,884	282,774	3,393,266	1,885	B			
	福島市	199,270	51,578	43,000	9,939	3,813	8,528	1,633	38,586	0	23,906	18,287	57,608	20.81%	19,900	219,170	276,778	3,321,331	1,845	B	2026年4月	2026年5月	270
福島県	福島市	206,839	46,467	45,000	8,716	5,041	8,599	3,551	45,130	0	21,436	22,899	58,157	20.36%	20,600	227,439	285,596	3,427,155	1,904	B	2015年12月	2026年4月	38
	静岡市	205,697	57,944	46,875	8,188	5,157	14,526	1,206	16,975	0	25,693	29,134	58,005	20.41%	20,500	226,197	284,202	3,410,426	1,895	B	2015年12月	2025年7月	195
	京都市	198,753	48,879	39,000	12,919	4,302	7,545	4,481	40,712	0	18,980	21,935	57,009	20.69%	19,800	218,553	275,562	3,306,744	1,837	B	2015年4月	2025年7月	412
新潟県	新潟市	204,601	50,558	43,750	8,166	5,193	8,237	1,058	31,268	0	29,303	27,069	57,295	20.30%	20,400	225,001	282,296	3,387,551	1,882	B	2015年12月	2025年6月	74
	長野市	195,531	51,334	55,000	5,779	4,909	8,509	4,305	12,246	0	31,621	21,828	58,990	21.53%	19,500	215,031	274,021	3,288,252	1,827	B	2020年7月	2025年2月	748
	大阪市	196,114	46,612	41,667	8,269	4,867	7,171	1,136	33,077	0	28,417	24,898	57,535	21.06%	19,600	215,714	273,249	3,278,988	1,822	B	2022年1月	2025年1月	634
岡山県	岡山市	196,906	52,243	54,167	10,205	3,818	8,142	3,519	15,400	0	25,843	23,569	58,184	21.18%	19,600	216,506	274,690	3,296,280	1,831	A	2020年7月	2025年1月	265
	さいたま市	188,477	54,445	40,000	8,589	4,434	7,343	1,228	12,936	0	34,425	25,077	59,221	22.22%	18,800	207,277	266,498	3,197,981	1,777	B	2024年10月	2025年1月	153
	福岡市	184,796	43,021	34,633	7,656	5,111	7,039	1,122	39,211	0	27,344	19,659	49,467	18.19%	18,000	202,796	252,263	3,027,156	1,682	B	2018年4月	2024年9月	267
山口県	山口市	180,760	48,843	42,000	8,503	4,667	7,895	1,220	13,016	0	28,534	26,082	53,339	21.16%	18,000	198,760	252,099	3,025,191	1,681	C	2019年4月	2024年7月	167
	長崎市	195,100	49,878	38,000	8,715	3,878	6,137	1,210	38,974	0	26,361	21,948	54,096	20.13%	19,500	214,600	268,696	3,224,356	1,791	C	2019年4月	2024年7月	141
	鹿児島市	189,297	45,390	36,458	9,221	3,595	8,892	1,007	33,018	0	28,814	22,902	57,375	21.60%	18,900	208,197	265,572	3,186,861	1,770	C	2019年4月	2024年7月	158
茨城県	水戸市	175,940	44,206	46,000	7,301	3,972	5,594	2,106	17,702	0	29,512	19,547	50,492	20.70%	17,500	193,440	243,932	2,927,184	1,626	B	2020年7月	2022年10月	190
	神戸市	187,077	42,755	39,000	7,560	4,226	4,478	2,248	36,302	0	26,635	23,873	53,037	20.49%	18,700	205,777	258,814	3,105,768	1,725	C	2022年6月	2022年7月	112
	大分市	179,439	41,266	36,458	8,764	3,826	5,021	1,142	33,794	0	25,620	23,548	48,977	19.88%	17,900	197,339	246,316	2,955,792	1,642	C	2021年6月	2020年7月	109
沖縄県	那覇市	152,021	35,768	37,000	8,958	3,677	7,170	5,372	12,464	0	26,856	13,756	43,838	20.78%	15,132	167,153	210,991	2,531,892	1,407	B	2020年7月	2016年1月	84
	広島市																						70

北 関 東 三 県 比 較 対 照 表

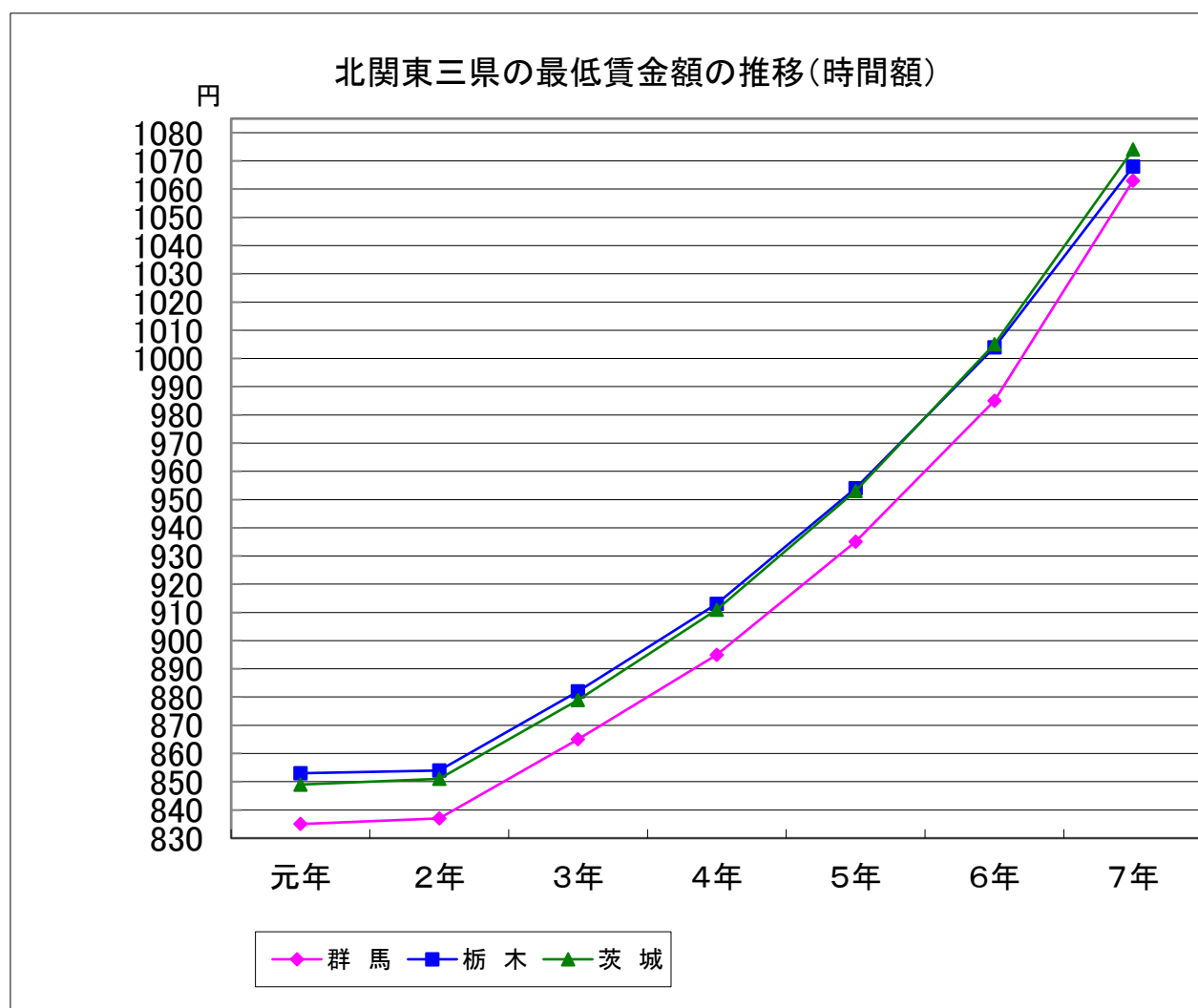
令和8年7月28日

群馬労働局労働基準部賃金室作成

(1) 年度別地域別最低賃金の比較表

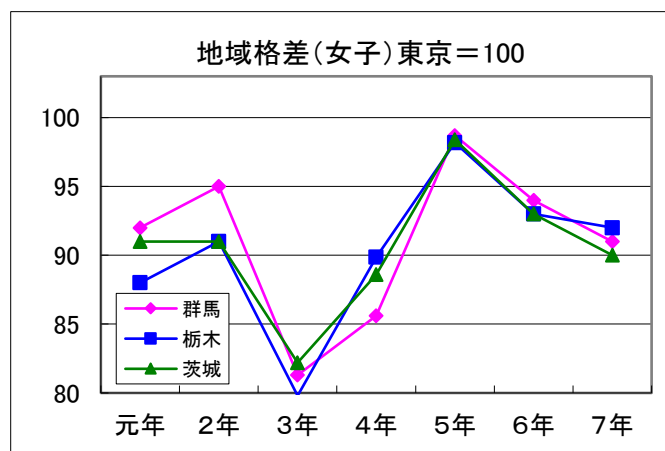
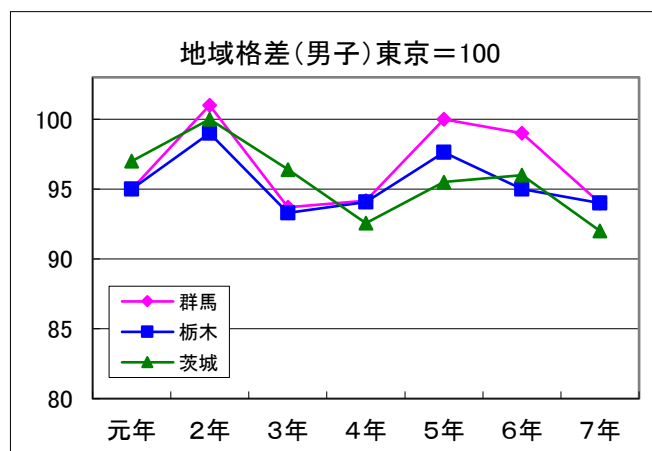
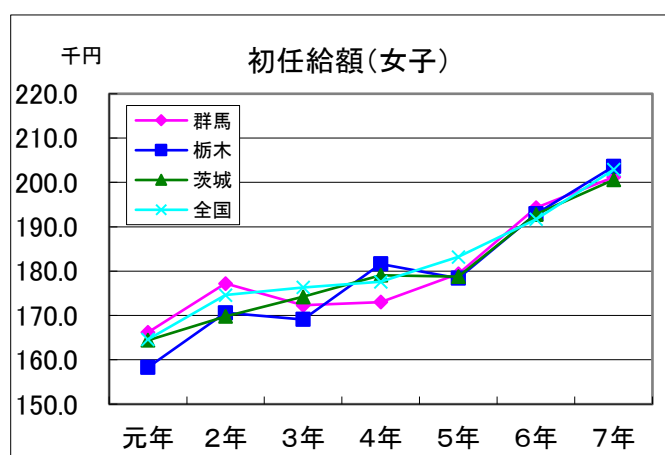
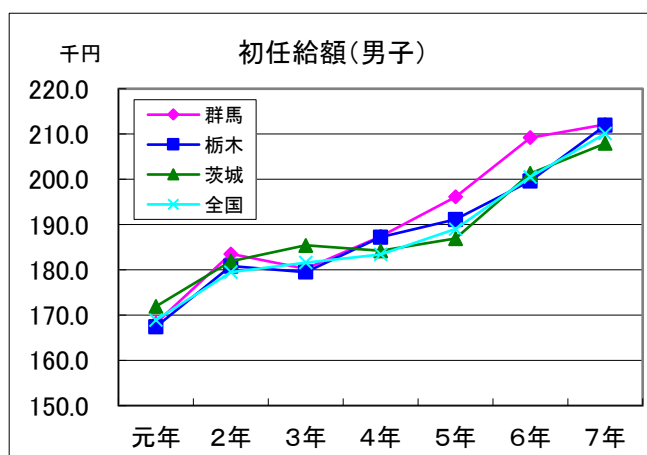
(単位:円)

県 名	年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
群 馬	日額							
	引上げ額							
	時間額	835	837	865	895	935	985	1063
	引上げ額	26	2	28	30	40	50	78
	発効日	10/6	10/3	10/2	10/8	10/5	10/4	3/1
栃 木	日額							
	引上げ額							
	時間額	853	854	882	913	954	1004	1068
	引上げ額	27	1	28	31	41	50	64
	発効日	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1
	群馬との差(時間額)	18	17	17	18	19	19	5
茨 城	日額							
	引上げ額							
	時間額	849	851	879	911	953	1005	1074
	引上げ額	27	2	28	32	42	52	69
	発効日	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/12
	群馬との差(時間額)	14	14	14	16	18	20	11



(2) 新規高卒者初任給の推移【企業規模10人以上】

男子	初任給額 (千円)	年度	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
		群馬	168.2	183.5	180.2	187.4	196.1	209.2	212.1
		栃木	167.4	180.8	179.5	187.2	191.1	199.6	211.9
		茨城	171.9	181.9	185.4	184.2	186.9	201.3	207.9
		全国	168.9	179.5	181.6	183.4	189.0	200.5	210.1
	地域格差 (東京=100)	年度	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
		群馬	95	101	94	94	100	99	94
		栃木	95	99	93	94	98	95	94
		茨城	97	100	96	93	96	96	92
女子	初任給額 (千円)	年度	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
		群馬	166.2	177.2	172.3	173.0	179.4	194.3	201.2
		栃木	158.3	170.6	169.1	181.6	178.4	192.9	203.6
		茨城	164.4	169.8	174.2	179.1	178.8	192.8	200.6
		全国	164.6	174.6	176.3	177.6	183.2	191.7	202.9
	地域格差 (東京=100)	年度	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
		群馬	92	95	81	86	99	94	91
		栃木	88	91	80	90	98	93	92
		茨城	91	91	82	89	98	93	90



資料出所: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

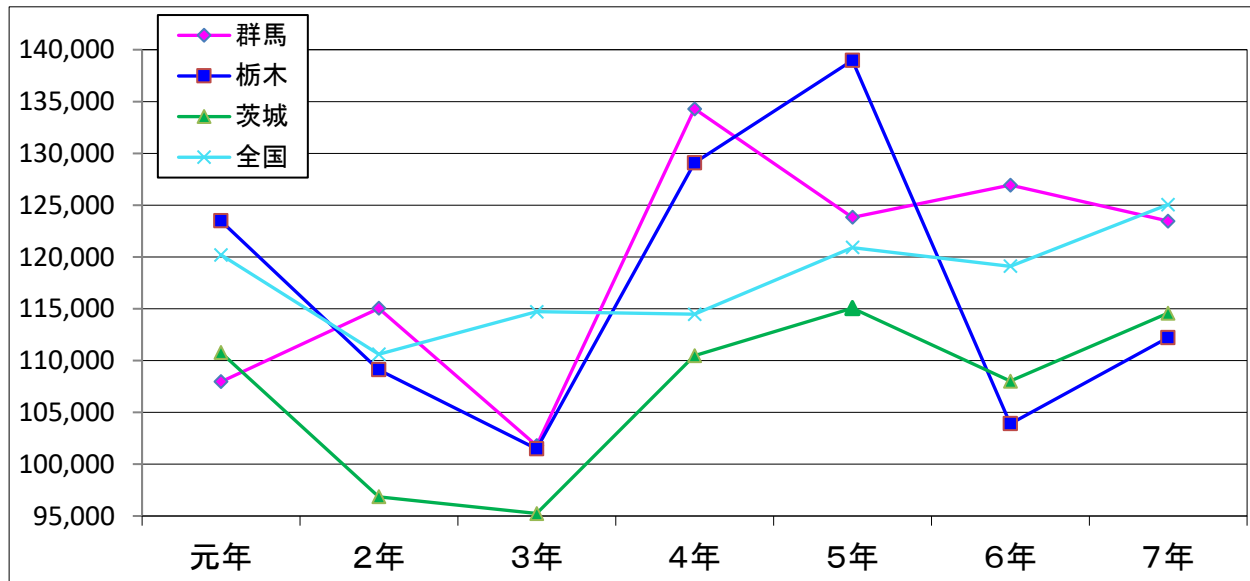
※令和2年調査より、『新規学卒者がいた場合に記入する方法から新規学卒者が抽出された場合に集計に変更』・『通勤手当等を除いて記入する方法から通勤手当等を含んで集計に変更』となっている

(3) 標準生計費の推移【一人世帯】

(各県庁所在都市)

(単位:円)

年度	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
群馬	107,960	115,050	101,790	134,300	123,830	126,930	123,470
栃木	123,483	109,107	101,476	129,091	138,970	103,895	112,214
茨城	110,768	96,857	95,244	110,475	115,057	108,014	114,572
全国	120,190	110,610	114,720	114,480	120,910	119,110	125,060

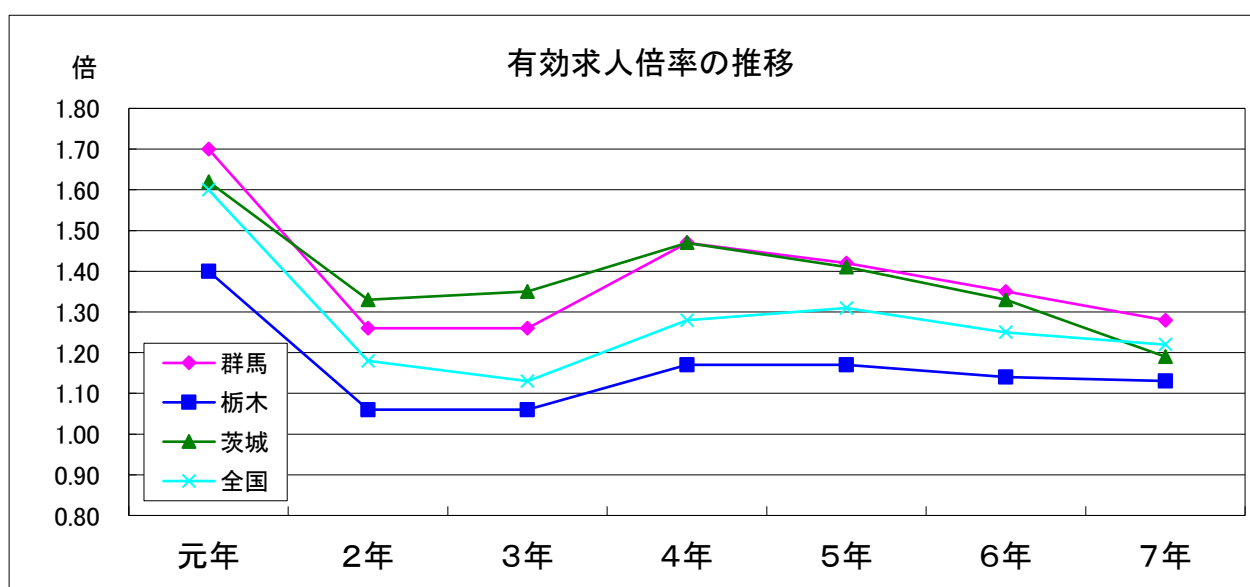


資料出所: 人事院、各都道府県人事委員会「職員の給与に関する報告及び勧告」

(4) 有効求人倍率の推移【パート含む】

(単位:倍)

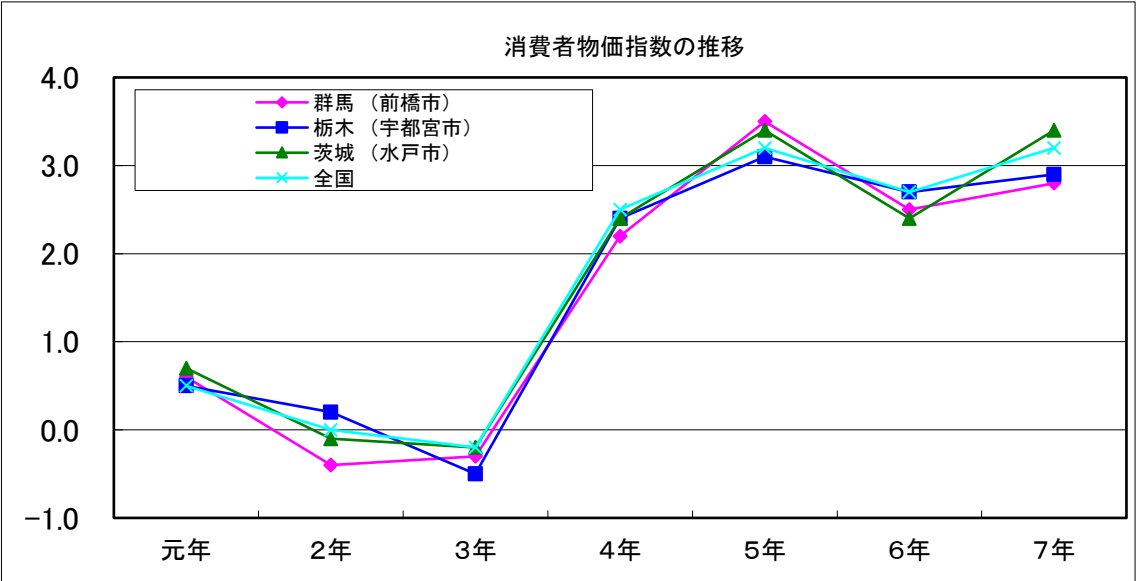
年度	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
群馬	1.70	1.26	1.26	1.47	1.42	1.35	1.28
栃木	1.40	1.06	1.06	1.17	1.17	1.14	1.13
茨城	1.62	1.33	1.35	1.47	1.41	1.33	1.19
全国	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.25	1.22



資料出所: 各労働局、厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

(5) 都道府県(各県庁所在都市)別消費者物価指数の推移

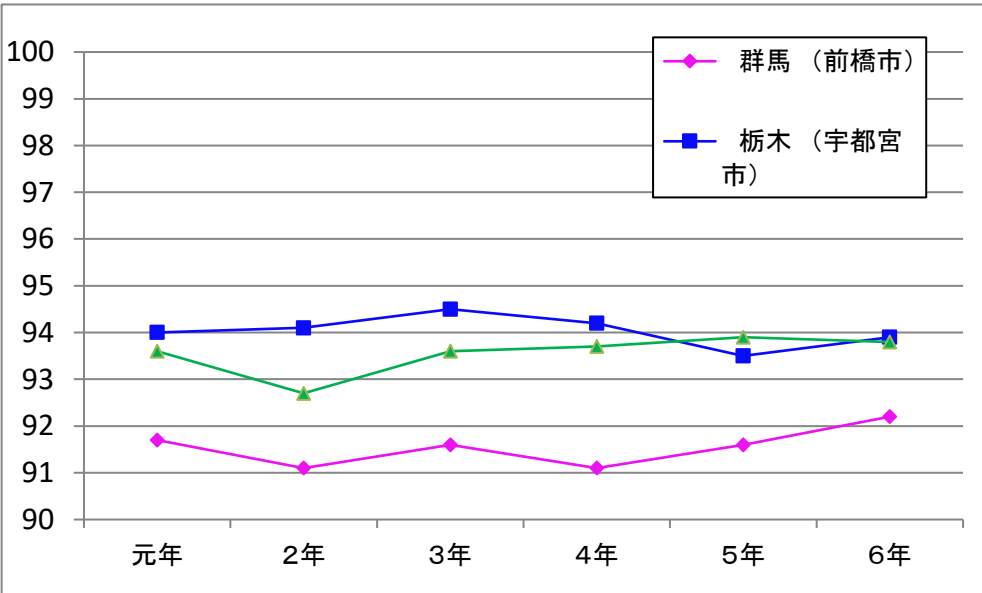
対前年上昇率 %	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
群馬（前橋市）	0.6	-0.4	-0.3	2.2	3.5	2.5	2.8
栃木（宇都宮市）	0.5	0.2	-0.5	2.4	3.1	2.7	2.9
茨城（水戸市）	0.7	-0.1	-0.2	2.4	3.4	2.4	3.4
全国	0.5	0.0	-0.2	2.5	3.2	2.7	3.2



消費者物価地域差指数

総
東京都区部＝100

	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
群馬（前橋市）	91.7	91.1	91.6	91.1	91.6	92.2	—
栃木（宇都宮市）	94	94.1	94.5	94.2	93.5	93.9	—
茨城（水戸市）	93.6	92.7	93.6	93.7	93.9	93.8	—



資料出所：総務省統計局「消費者物価指数」を加工
令和2年までは「平成27年＝100」、令和3年からは「令和2年＝100」とした数値による。
消費者物価地域差指数の令和7年分は、令和8年9月に公表されるため未掲載

2026(令和8)年2月9日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 渡邊 学

室長補佐 細野 晃司

毎勤調整係・企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線7609, 7610)

(直通電話) 03(6812)7819

毎月勤労統計調査 2025(令和7)年分結果速報

【調査結果の概要】 ※1 ()内は前年比を示す。

※2 断りのない限り事業所規模5人以上の結果。

1 名目賃金(一人平均) 【7ページ 第1表】

(1) 就業形態計

・現金給与総額〔規模5人以上〕	355,919円 (2.3%増)
〔規模30人以上〕	407,854円 (2.5%増)
・きまって支給する給与	287,436円 (2.0%増)
・所定内給与	267,551円 (2.0%増)
・特別に支払われた給与	68,483円 (3.8%増)

(2) 一般労働者

・現金給与総額	465,895円 (2.9%増)
・所定内給与	340,657円 (2.5%増)

(3) パートタイム労働者

・現金給与総額	114,455円 (2.3%増)
・所定内給与	107,038円 (2.2%増)
時間当たり給与(所定内給与)	1,394円 (3.8%増)

2 実質賃金指数(2020(令和2)年平均=100) 【10ページ 時系列第1表、13ページ 時系列第6表】

○消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)で実質化したもの

・現金給与総額	98.0 (1.3%減)
(参考) 消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)の前年比	3.7%上昇

○消費者物価指数(総合)で実質化したもの

・現金給与総額	99.8 (0.8%減)
(参考) 消費者物価指数(総合)の前年比	3.2%上昇

注1: 前年比(差)は、単位が%のものは前年比、ポイント又は日のものは前年差である。

注2: 2つの実質賃金は、賃金の購買力を示すため、実際に取引が行われている財・サービスに限定している消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)を用いて作成し、また、国際比較のため、消費者物価指数(総合)を用いて作成している。

※1 調査結果に関する留意事項については、最終頁の利用上の注意をご覧ください。

※2 毎月勤労統計調査に関する情報は、以下のURL(厚生労働省ホームページ)にも掲載しております。

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>)

また、毎月勤労統計調査に関する詳細な結果は、以下のURL(政府統計の総合窓口(e-Stat))に掲載しております。

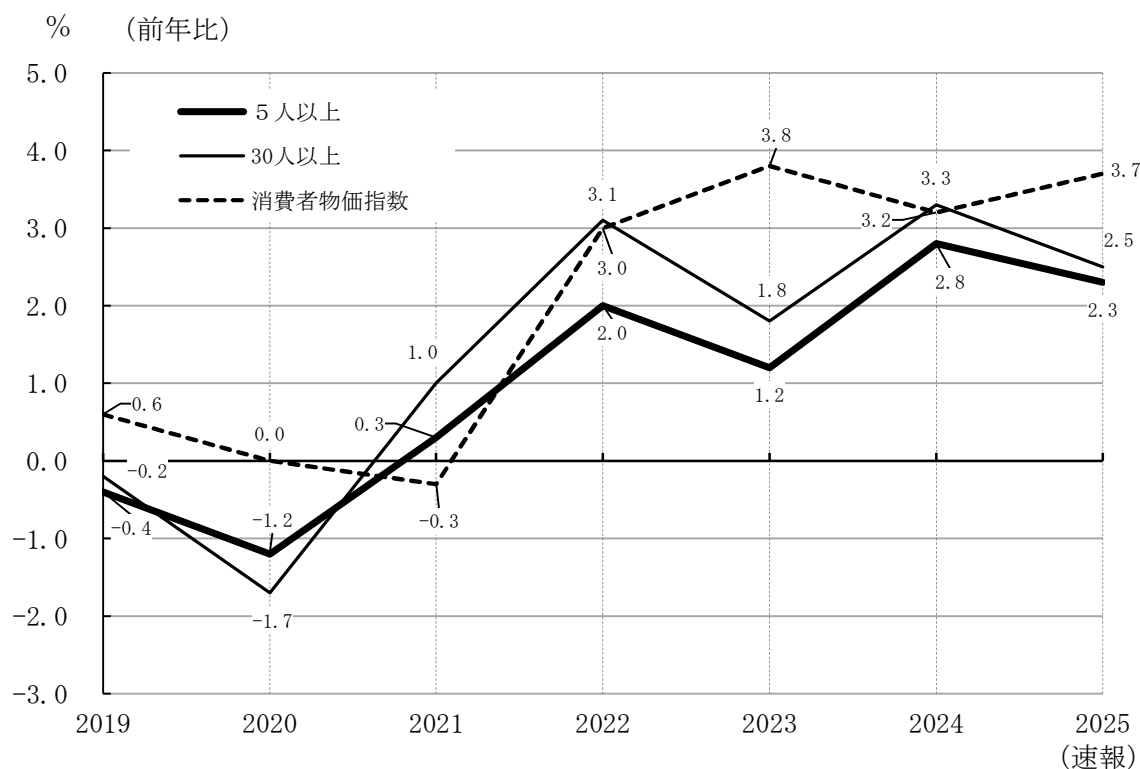
(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450071&tstat=000001011791>)

付表 前年比（％）、前年差（ポイント）の推移（調査産業計、事業所規模5人以上）

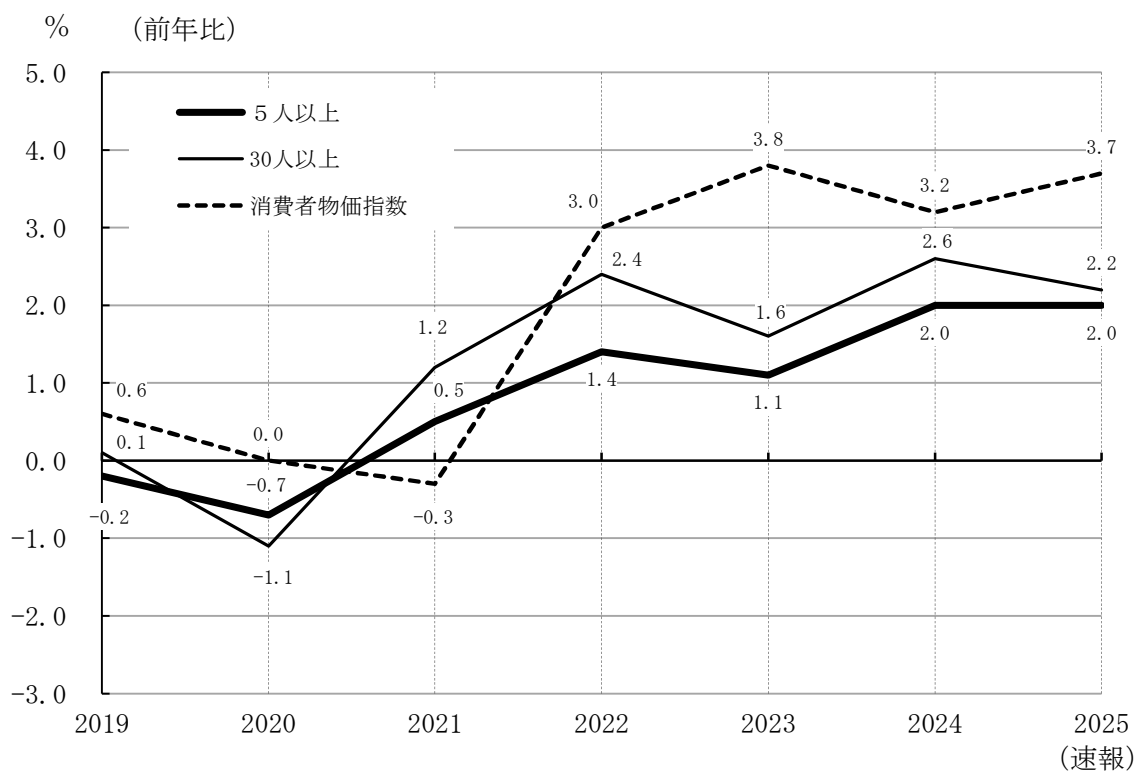
年 月		賃 金								「持家の帰属家賃を除く総合」で実質化		「総合」で実質化		労 働 時 間				常 用 雇 用	
		現金給与総額			きまっ て支給 する 給 与					特別に 支払わ れた 給 与	(注2) 実質 賃金 (総額)	(注3) (参考) 消費者 物価 指数	(注2) 実質 賃金 (総額)	(注3) (参考) 消費者 物価 指数	総実労働時間				
		一 般	所定内 給 与	一 般	(注1) パート 時間当	所定外 給 与	製造業												
2018年	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	(注4) パート タイム 労働者 比率
2019年	1.4	1.6	0.9	1.0	0.8	1.0	2.3	0.7	3.6	0.2	1.2	0.5	1.0	-0.8	-0.8	-1.5	1.5	0.2	0.19
2020年	-0.4	0.3	-0.2	0.5	-0.1	0.6	2.7	-0.8	-1.0	-1.0	0.6	-0.9	0.5	-2.2	-2.2	-1.9	-8.5	1.2	0.65
2021年	-1.2	-1.7	-0.7	-1.1	0.2	-0.1	3.9	-12.1	-3.6	-1.2	0.0	-1.2	0.0	-2.8	-2.0	-13.2	-20.7	0.2	-0.40
2022年	0.3	0.5	0.5	0.8	0.3	0.4	0.8	3.9	-0.8	0.6	-0.3	0.5	-0.2	0.6	0.4	5.1	14.1	0.5	0.15
2023年	2.0	2.3	1.4	1.6	1.1	1.3	1.6	5.0	4.6	-1.0	3.0	-0.5	2.5	0.1	-0.3	4.6	6.2	0.8	0.32
2024年	1.2	1.8	1.1	1.6	1.2	1.6	3.0	0.2	1.9	-2.5	3.8	-2.0	3.2	0.1	0.2	-0.9	-5.5	1.9	0.64
2025年	2.8	3.2	2.0	2.4	2.1	2.4	4.3	0.0	6.7	-0.3	3.2	0.0	2.7	-1.0	-0.9	-2.7	-3.6	1.2	0.51
速報※	2.3	2.9	2.0	2.3	2.0	2.5	3.8	1.3	3.8	-1.3	3.7	-0.8	3.2	-1.4	-1.3	-2.6	1.0	1.5	0.44
2024年 1月～3月	1.3	1.7	1.4	1.7	1.5	2.0	4.2	-1.2	-0.5	-1.6	3.0	-1.2	2.5	-1.4	-1.2	-2.9	-6.7	1.3	0.60
4月～6月	3.0	3.6	1.9	2.5	2.1	2.6	4.1	0.2	7.0	-0.2	3.1	0.2	2.7	-1.1	-0.9	-2.6	-5.0	1.2	0.63
7月～9月	2.9	3.3	2.2	2.5	2.4	2.7	4.4	0.2	7.4	-0.3	3.2	0.0	2.8	-1.1	-1.0	-2.7	-1.0	1.1	0.39
10月～12月	3.7	4.0	2.4	2.7	2.5	2.7	4.5	1.0	7.0	0.4	3.4	0.7	2.9	-0.6	-0.4	-2.5	-1.7	1.0	0.40
2025年 1月～3月	2.2	2.8	1.6	2.2	1.6	2.2	4.3	1.2	14.7	-2.0	4.4	-1.4	3.8	-1.9	-1.8	-2.3	2.2	1.7	0.62
4月～6月	2.4	2.9	2.0	2.3	2.0	2.4	4.1	1.1	3.5	-1.5	4.0	-1.0	3.4	-1.1	-1.1	-2.4	2.3	1.6	0.48
7月～9月	2.4	2.9	2.0	2.4	2.0	2.4	3.2	1.4	4.8	-0.9	3.3	-0.4	2.9	-0.7	-0.6	-2.8	-1.3	1.3	0.43
速報※	2.2	2.6	2.2	2.4	2.2	2.5	3.5	1.4	2.4	-0.9	3.1	-0.4	2.7	-1.8	-1.7	-2.9	0.5	1.2	0.27

注1：パート時間当は、所定内給与（パートタイム労働者）を所定内労働時間（パートタイム労働者）で除して算出している。
注2：実質賃金（総額）は、現金給与総額指数を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算出している。
注3：消費者物価指数は、総務省で公表している消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年比を掲載している。
注4：パートタイム労働者比率は、前年差（ポイント）の推移となっている。
注6：2024（令和6）年1月分確報において、推計に用いる母集団労働者数の更新作業（ベンチマーク更新）を実施した。賃金・労働時間及びパートタイム労働者比率の2024（令和6）年の前年比等については、2023（令和5）年1月にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024（令和6）年の値を比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。
※速報値は、確報で改訂される場合がある。

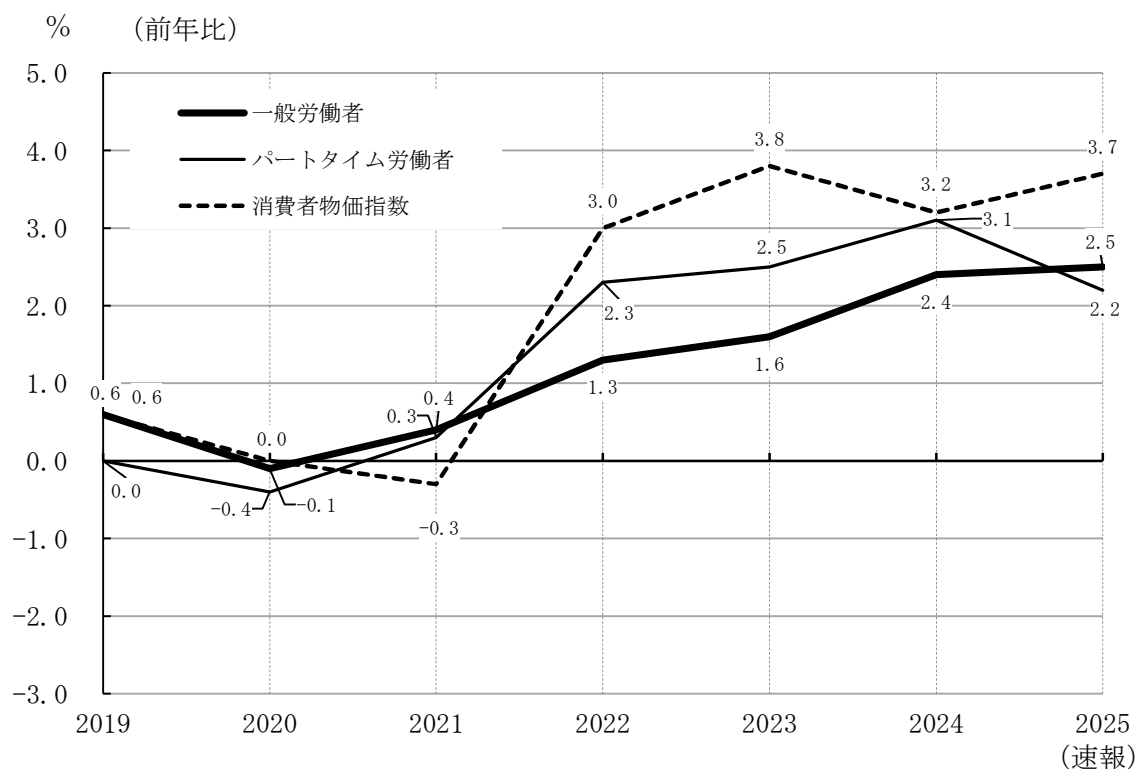
1－1図 賃金の動き 事業所規模別現金給与総額



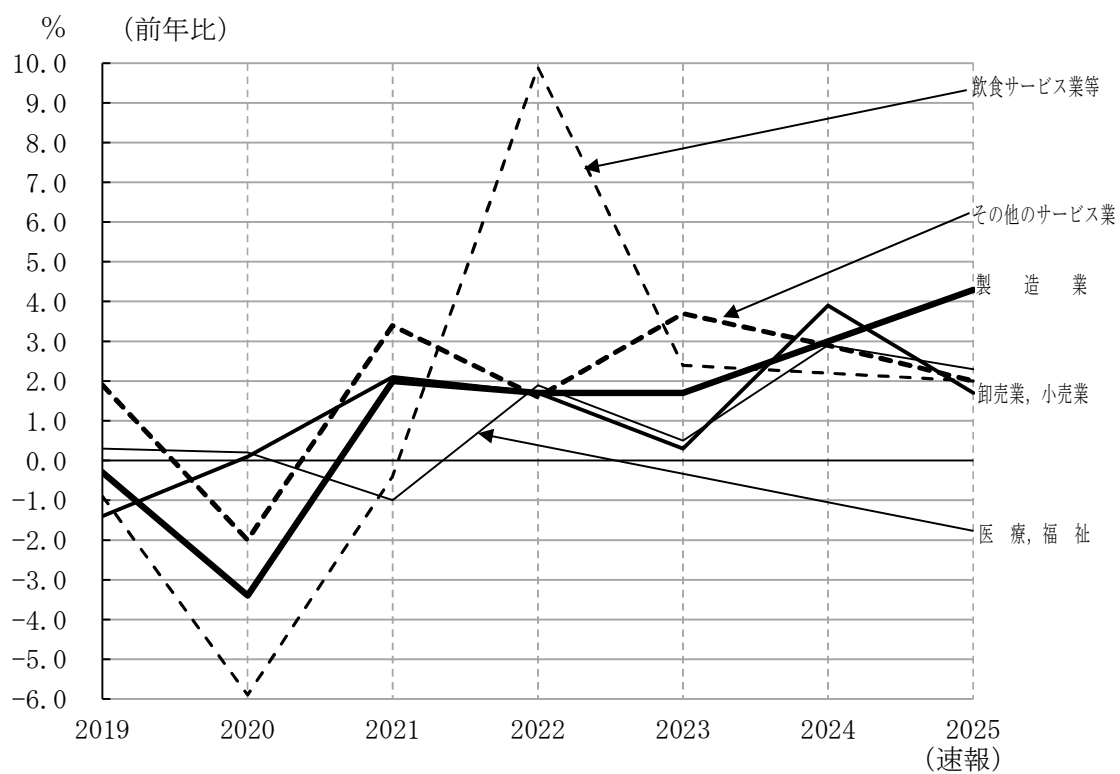
1－2図 賃金の動き 事業所規模別きまって支給する給与



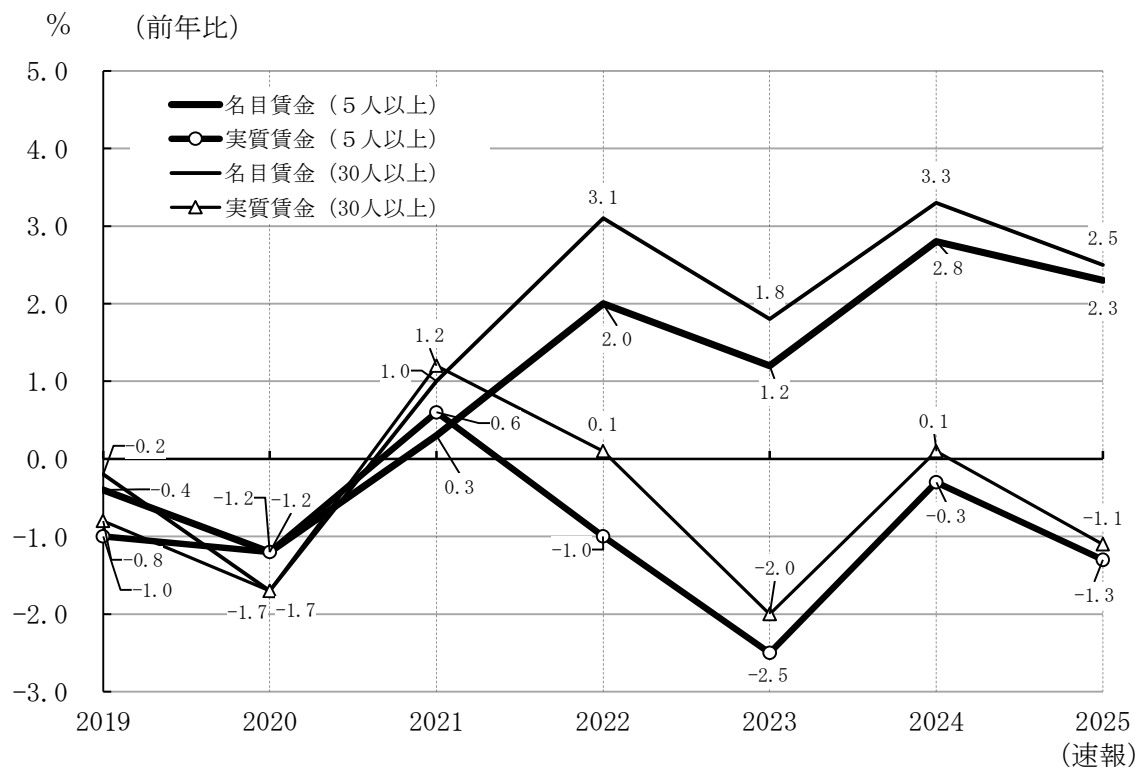
1－3図 賃金の動き 就業形態別所定内給与



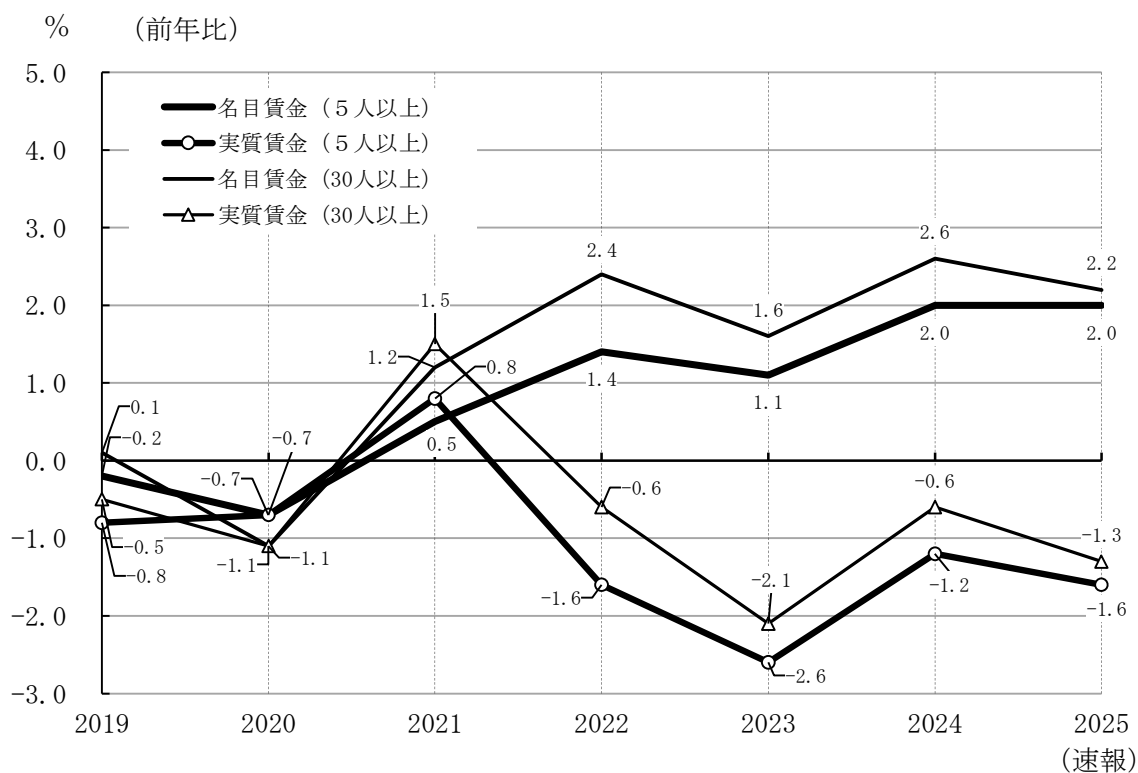
1－4図 賃金の動き 産業別現金給与総額



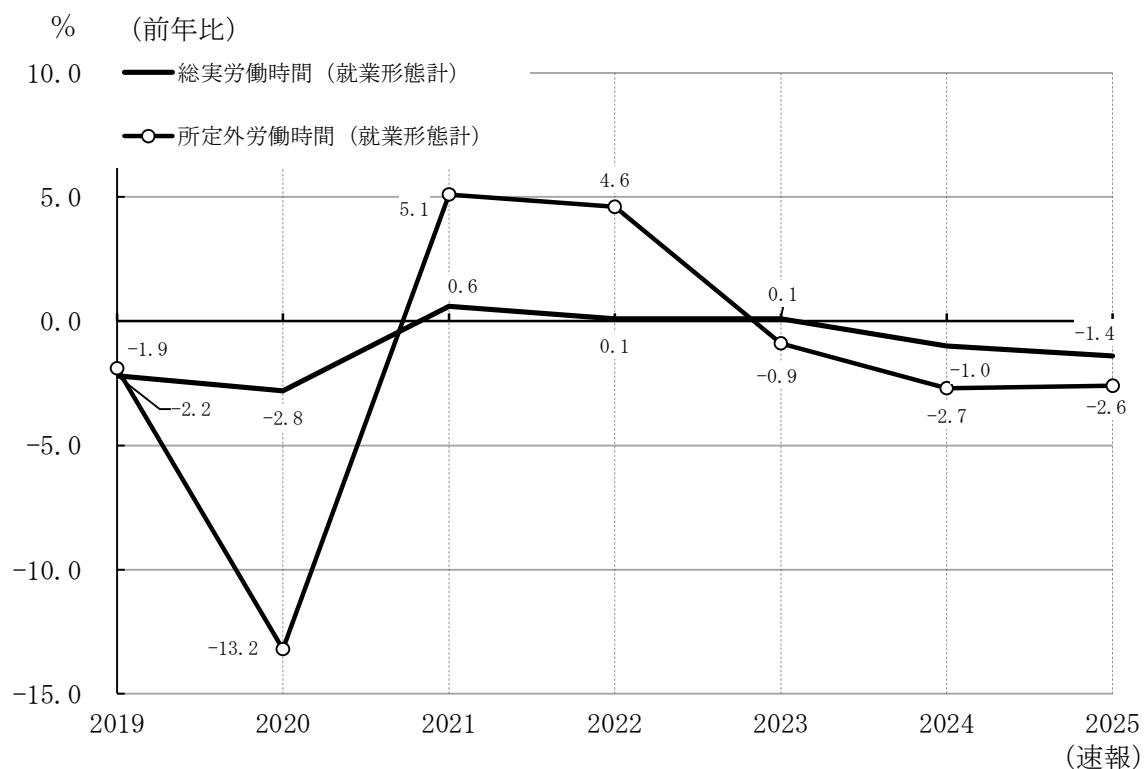
1-5図 実質賃金の動き 事業所規模別現金給与総額



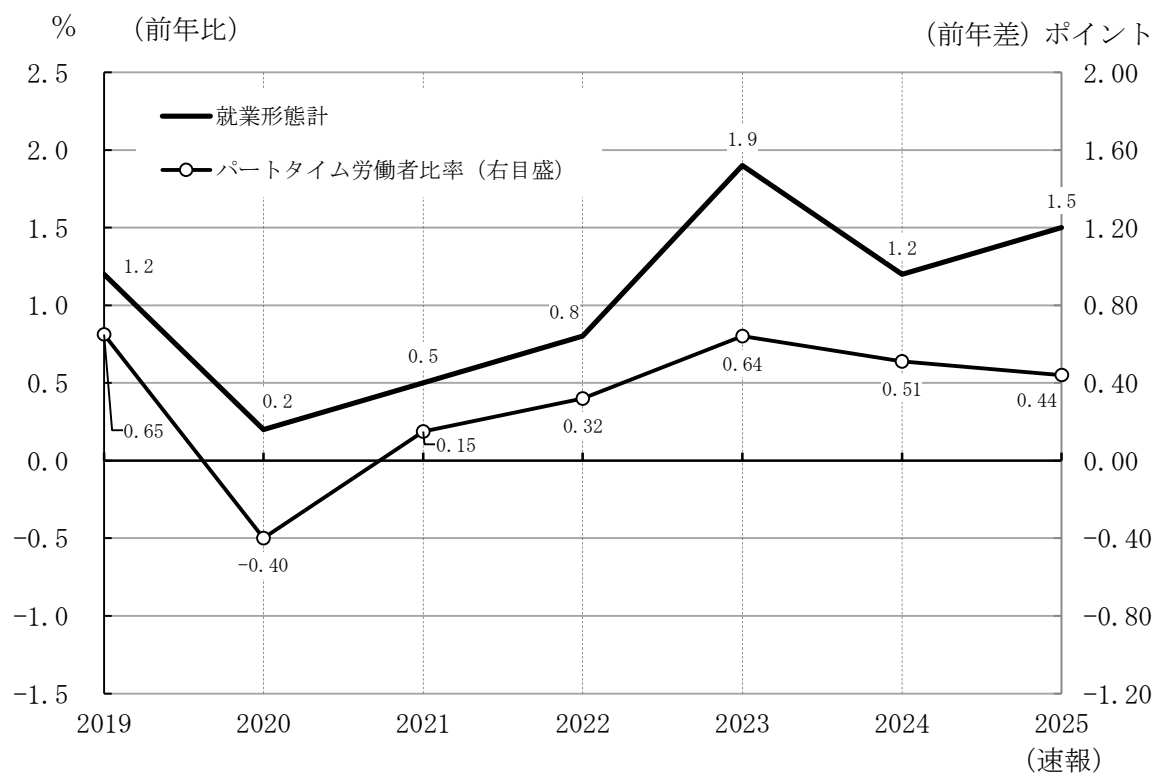
1-6図 実質賃金の動き 事業所規模別きまって支給する給与



2図 労働時間の動き



3図 常用雇用、パートタイム労働者比率の動き



統計表

第1表 月間現金給与額

(事業所規模5人以上、2025(令和7)年速報)

産 業	現金給与総額									
			きまって支給 する給与		所 定 内 給 与		所 定 外 給 与		特別に支払われ た給与	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
就業形態計	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
調 査 産 業 計	355,919	2.3	287,436	2.0	267,551	2.0	19,885	1.3	68,483	3.8
鉱業、採石業等	468,935	13.4	356,429	13.6	330,469	14.3	25,960	5.8	112,506	12.5
建 設 業	462,100	1.8	365,887	0.9	339,339	0.2	26,548	11.3	96,213	5.6
製 造 業	430,622	4.3	335,976	3.8	304,249	3.5	31,727	6.6	94,646	5.9
電気・ガス業	637,601	6.3	487,676	4.4	427,263	4.1	60,413	6.4	149,925	13.2
情 報 通 信 業	549,590	4.2	422,903	3.3	388,467	3.9	34,436	-2.9	126,687	7.4
運輸業、郵便業	379,907	-1.8	318,483	-1.6	276,352	-1.4	42,131	-2.1	61,424	-2.7
卸売業、小売業	311,715	1.7	253,010	1.9	240,413	1.9	12,597	-0.7	58,705	0.7
金融業、保険業	555,978	6.1	417,530	6.1	390,239	6.4	27,291	2.6	138,448	6.0
不動産・物品賃貸業	434,414	3.3	336,514	2.8	314,250	2.9	22,264	1.8	97,900	5.3
学 術 研 究 等	523,981	1.7	404,549	0.2	378,062	0.1	26,487	2.0	119,432	6.8
飲食サービス業等	143,143	2.0	132,215	2.1	124,732	2.1	7,483	1.5	10,928	0.8
生活関連サービス等	244,410	5.9	216,755	5.9	206,292	5.6	10,463	14.4	27,655	4.9
教育、学習支援業	406,735	1.6	304,597	0.6	297,641	0.5	6,956	2.5	102,138	5.1
医 療、福 祉	317,809	2.3	268,130	2.3	254,118	2.6	14,012	-3.5	49,679	2.5
複合サービス事業	395,340	3.9	310,317	3.4	293,145	4.0	17,172	-5.9	85,023	5.5
その他のサービス業	291,445	2.0	251,632	1.6	232,761	1.8	18,871	-0.9	39,813	4.2
一般労働者	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
調 査 産 業 計	465,895	2.9	368,122	2.3	340,657	2.5	27,465	1.6	97,773	4.4
鉱業、採石業等	496,949	18.7	376,233	18.6	348,403	19.2	27,830	11.3	120,716	19.3
建 設 業	481,545	1.7	380,186	0.8	352,268	0.2	27,918	11.1	101,359	5.7
製 造 業	473,239	4.3	365,350	3.8	330,027	3.5	35,323	6.7	107,889	5.7
電気・ガス業	653,923	5.5	499,971	3.6	437,402	3.4	62,569	5.1	153,952	12.0
情 報 通 信 業	570,241	3.2	437,398	2.4	401,434	3.0	35,964	-3.9	132,843	5.8
運輸業、郵便業	436,277	0.6	361,414	0.6	311,770	0.6	49,644	0.5	74,863	0.7
卸売業、小売業	475,607	2.0	370,994	2.1	349,951	2.3	21,043	-0.2	104,613	1.9
金融業、保険業	602,885	6.8	449,026	6.8	418,862	7.1	30,164	3.3	153,859	6.6
不動産・物品賃貸業	513,927	3.8	392,021	2.9	364,856	3.1	27,165	1.9	121,906	6.4
学 術 研 究 等	571,155	2.2	437,913	0.6	408,391	0.4	29,522	3.0	133,242	8.2
飲食サービス業等	361,620	2.6	314,156	2.5	289,543	2.9	24,613	-1.2	47,464	2.7
生活関連サービス等	378,533	3.8	326,532	4.1	309,160	3.7	17,372	9.6	52,001	2.3
教育、学習支援業	557,385	3.1	409,116	1.8	399,148	1.8	9,968	4.0	148,269	6.4
医 療、福 祉	405,700	1.9	335,828	1.9	316,183	2.4	19,645	-4.0	69,872	2.1
複合サービス事業	442,526	2.7	342,046	2.3	323,041	2.9	19,005	-6.9	100,480	4.3
その他のサービス業	362,518	2.2	307,115	1.9	282,349	2.2	24,766	-1.3	55,403	3.3
パートタイム労働者	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
調 査 産 業 計	114,455	2.3	110,280	2.3	107,038	2.2	3,242	6.6	4,175	0.8
鉱業、採石業等	99,670	-31.5	95,382	-26.5	94,068	-26.9	1,314	14.0	4,288	-74.8
建 設 業	128,124	4.1	120,293	3.4	117,273	2.5	3,020	48.2	7,831	18.4
製 造 業	144,996	4.4	139,108	4.4	131,483	4.2	7,625	6.8	5,888	4.9
電気・ガス業	207,209	4.9	163,456	0.0	159,902	-0.8	3,554	61.0	43,753	28.3
情 報 通 信 業	148,050	-1.3	141,053	-1.5	136,334	-1.0	4,719	-16.0	6,997	5.5
運輸業、郵便業	136,274	2.3	132,931	2.4	123,269	1.8	9,662	12.4	3,343	-0.1
卸売業、小売業	110,483	3.7	108,146	4.0	105,919	4.0	2,227	4.6	2,337	-8.6
金融業、保険業	160,176	-4.9	151,766	-4.5	148,713	-4.2	3,053	-18.9	8,410	-10.7
不動産・物品賃貸業	124,801	9.4	120,378	9.2	117,196	8.7	3,182	29.7	4,423	16.0
学 術 研 究 等	157,779	2.2	145,552	3.9	142,621	4.6	2,931	-18.3	12,227	-15.4
飲食サービス業等	81,869	3.1	81,188	3.1	78,510	2.8	2,678	15.3	681	-2.6
生活関連サービス等	105,202	6.5	102,816	6.9	99,524	6.3	3,292	31.9	2,386	-6.9
教育、学習支援業	105,205	-0.3	95,398	-0.5	94,470	-0.5	928	2.7	9,807	1.9
医 療、福 祉	138,132	2.5	129,733	2.3	127,236	2.4	2,497	-1.9	8,399	4.2
複合サービス事業	166,171	7.9	156,219	8.2	147,949	8.8	8,270	0.4	9,952	1.6
その他のサービス業	124,701	-1.7	121,465	-2.2	116,423	-2.2	5,042	-0.9	3,236	23.5
事業所規模30人以上	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
就業形態計	407,854	2.5	322,299	2.2	297,226	2.3	25,073	1.5	85,555	3.8
一般労働者	502,202	3.1	389,361	2.6	357,254	2.7	32,107	1.9	112,841	4.3
パートタイム労働者	128,446	1.7	123,697	1.8	119,457	1.8	4,240	4.0	4,749	-3.7

注：産業名については、最終頁の利用上の注意4)を参照。

第2表 月間実労働時間及び出勤日数

(事業所規模5人以上、2025(令和7)年速報)

産 業	総実労働時間						出 勤 日 数	
			所定内労働時間		所定外労働時間		日	日
	前年比		前年比		前年比			
就業形態計	時間	%	時間	%	時間	%	日	日
調査産業計	135.0	-1.4	125.2	-1.3	9.8	-2.6	17.4	-0.3
鉱業、採石業等	160.4	2.7	148.8	4.9	11.6	-17.8	19.8	0.4
建設業	159.7	-1.0	147.0	-1.1	12.7	0.4	19.6	-0.2
製造業	155.5	-0.6	142.1	-0.8	13.4	1.0	18.7	-0.2
電気・ガス業	154.8	-0.4	138.5	-0.8	16.3	2.7	18.5	-0.1
情報通信業	156.9	-0.2	141.1	-0.4	15.8	0.1	18.5	-0.1
運輸業、郵便業	161.0	-3.0	140.4	-2.5	20.6	-5.3	19.1	-0.3
卸売業、小売業	126.8	-1.3	119.8	-1.3	7.0	-1.1	17.3	-0.2
金融業、保険業	145.5	-1.3	133.0	-1.1	12.5	-2.8	18.3	-0.2
不動産・物品賃貸業	148.0	-1.3	136.1	-1.4	11.9	-0.4	18.4	-0.2
学術研究等	150.6	-2.0	137.8	-1.7	12.8	-4.6	18.2	-0.3
飲食サービス業等	88.0	-0.7	82.8	-0.8	5.2	-1.0	13.4	-0.1
生活関連サービス等	121.5	0.1	114.8	-0.3	6.7	5.4	16.5	-0.2
教育、学習支援業	122.3	-3.0	112.1	-2.1	10.2	-11.0	16.0	-0.3
医療、福祉	128.4	-1.0	123.5	-0.9	4.9	-1.6	17.2	-0.3
複合サービス事業	146.7	-0.6	139.0	0.2	7.7	-12.6	18.7	0.0
その他のサービス業	136.3	-1.4	126.3	-1.1	10.0	-4.5	17.7	-0.1
一般労働者	時間	%	時間	%	時間	%	日	日
調査産業計	160.5	-1.0	147.3	-1.0	13.2	-2.1	19.2	-0.2
鉱業、採石業等	167.0	6.1	154.6	8.2	12.4	-13.7	20.4	0.9
建設業	164.2	-1.1	150.8	-1.3	13.4	0.3	20.0	-0.1
製造業	162.2	-0.7	147.6	-0.9	14.6	1.2	19.1	-0.1
電気・ガス業	156.7	-0.7	139.9	-0.9	16.8	1.7	18.6	-0.1
情報通信業	160.4	-0.6	143.9	-0.6	16.5	-0.3	18.8	-0.1
運輸業、郵便業	175.3	-1.4	151.2	-1.3	24.1	-2.7	19.9	-0.2
卸売業、小売業	161.3	-1.1	150.0	-1.0	11.3	-1.5	19.4	-0.2
金融業、保険業	151.2	-0.9	137.5	-0.8	13.7	-2.4	18.6	-0.1
不動産・物品賃貸業	162.9	-1.7	148.4	-1.8	14.5	-0.3	19.3	-0.3
学術研究等	158.5	-1.7	144.3	-1.4	14.2	-3.7	18.8	-0.2
飲食サービス業等	172.5	-0.6	157.0	-0.7	15.5	0.2	20.0	-0.2
生活関連サービス等	163.2	-0.9	152.7	-1.2	10.5	2.7	20.0	-0.1
教育、学習支援業	157.2	-1.5	142.4	-0.7	14.8	-9.4	19.0	-0.1
医療、福祉	153.6	-1.1	146.9	-1.2	6.7	-2.3	19.2	-0.2
複合サービス事業	154.3	-1.7	146.0	-0.9	8.3	-13.9	19.0	-0.2
その他のサービス業	157.1	-0.6	144.1	-0.2	13.0	-4.5	18.9	-0.1
パートタイム労働者	時間	%	時間	%	時間	%	日	日
調査産業計	79.1	-1.4	76.8	-1.5	2.3	-1.0	13.5	-0.2
鉱業、採石業等	73.0	-24.5	72.1	-24.8	0.9	20.0	11.6	-1.7
建設業	83.1	1.1	81.6	0.7	1.5	17.2	14.0	0.2
製造業	110.0	-0.5	105.0	-0.4	5.0	-1.8	16.5	-0.1
電気・ガス業	104.1	-2.1	102.6	-2.5	1.5	28.9	15.4	-0.3
情報通信業	89.4	-7.4	86.4	-5.7	3.0	-39.4	13.7	-0.6
運輸業、郵便業	99.2	-1.4	93.7	-1.5	5.5	-1.4	15.5	0.0
卸売業、小売業	84.4	-0.8	82.6	-0.9	1.8	6.3	14.7	-0.2
金融業、保険業	97.0	-4.4	95.1	-4.1	1.9	-16.3	15.3	-0.7
不動産・物品賃貸業	90.3	3.7	88.1	3.2	2.2	23.8	14.7	0.2
学術研究等	89.0	-1.1	87.3	-0.7	1.7	-19.5	14.1	-0.2
飲食サービス業等	64.3	0.2	62.0	0.2	2.3	-0.4	11.5	-0.1
生活関連サービス等	78.2	-0.2	75.5	-0.5	2.7	9.9	12.9	-0.3
教育、学習支援業	52.4	-5.0	51.5	-4.7	0.9	-20.7	10.0	-0.5
医療、福祉	77.0	-1.2	75.7	-1.2	1.3	-3.2	13.1	-0.4
複合サービス事業	110.4	4.3	105.3	4.7	5.1	-4.8	16.8	0.1
その他のサービス業	87.7	-5.1	84.6	-5.1	3.1	-7.3	14.8	-0.3
事業所規模30人以上	時間	%	時間	%	時間	%	日	日
就業形態計	141.1	-1.3	129.6	-1.2	11.5	-1.8	17.8	-0.1
一般労働者	159.7	-0.9	145.3	-0.9	14.4	-1.7	19.0	-0.1
パートタイム労働者	85.7	-1.7	82.9	-1.8	2.8	-0.7	14.2	-0.2

注：産業名については、最終頁の利用上の注意4）を参照。

第3表 常用雇用及び労働異動率

(事業所規模5人以上、2025(令和7)年速報)

産業	労働者総数				入職率		離職率	
			パートタイム労働者比率					
		前年比		前年差		前年差		前年差
就業形態計	千人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	51,565	1.5	31.30	0.44	1.99	-0.05	1.89	-0.05
鉱業、採石業等	12	-1.4	7.07	5.23	1.00	0.21	0.86	-0.34
建設業	2,586	2.6	5.51	-0.07	1.34	-0.02	1.13	-0.13
製造業	7,672	0.1	12.98	0.03	1.07	0.03	1.05	-0.01
電気・ガス業	265	0.1	3.65	-1.14	1.31	0.16	1.32	0.07
情報通信業	1,886	1.3	4.88	-1.31	1.54	-0.13	1.48	-0.08
運輸業、郵便業	2,947	-0.3	18.79	3.27	1.47	-0.07	1.50	-0.07
卸売業、小売業	9,397	1.0	44.88	0.53	1.89	-0.04	1.86	0.00
金融業、保険業	1,333	0.4	10.58	0.36	1.78	-0.09	1.75	-0.16
不動産・物品賃貸業	925	2.1	20.44	0.66	1.77	-0.11	1.64	-0.09
学術研究等	1,758	1.6	11.44	0.67	1.66	0.08	1.56	0.12
飲食サービス業等	4,527	5.1	78.12	0.46	4.12	-0.29	3.77	-0.33
生活関連サービス等	1,501	2.6	49.03	-1.18	2.83	-0.13	2.75	0.10
教育、学習支援業	3,237	2.0	33.32	1.10	2.44	-0.18	2.24	-0.24
医療、福祉	8,408	1.6	32.86	-0.32	1.82	0.02	1.67	-0.03
複合サービス事業	344	-1.1	17.09	-0.88	1.50	-0.09	1.65	0.01
その他のサービス業	4,768	1.5	29.89	-0.35	2.52	-0.11	2.49	-0.01
一般労働者	千人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	35,424	0.9	—	—	1.48	0.00	1.42	-0.03
鉱業、採石業等	12	-6.6	—	—	0.87	0.15	0.78	-0.35
建設業	2,443	2.7	—	—	1.25	-0.03	1.06	-0.14
製造業	6,676	0.0	—	—	0.95	0.05	0.93	0.00
電気・ガス業	256	1.3	—	—	1.27	0.17	1.27	0.08
情報通信業	1,794	2.7	—	—	1.45	-0.10	1.37	-0.12
運輸業、郵便業	2,393	-4.1	—	—	1.27	-0.12	1.30	-0.09
卸売業、小売業	5,179	0.1	—	—	1.48	0.06	1.44	0.02
金融業、保険業	1,192	0.0	—	—	1.81	-0.13	1.74	-0.20
不動産・物品賃貸業	736	1.3	—	—	1.64	-0.07	1.53	-0.01
学術研究等	1,557	0.7	—	—	1.42	0.01	1.39	0.05
飲食サービス業等	991	3.0	—	—	2.64	-0.01	2.51	-0.01
生活関連サービス等	765	5.1	—	—	2.13	0.15	1.88	0.05
教育、学習支援業	2,158	0.4	—	—	1.44	-0.20	1.30	-0.29
医療、福祉	5,645	2.1	—	—	1.55	0.06	1.47	0.01
複合サービス事業	285	0.0	—	—	1.46	-0.06	1.61	-0.02
その他のサービス業	3,343	2.0	—	—	2.14	-0.08	2.13	-0.05
パートタイム労働者	千人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	16,141	2.9	—	—	3.11	-0.17	2.92	-0.12
鉱業、採石業等	1	281.6	—	—	2.73	-0.83	1.79	-1.34
建設業	142	1.4	—	—	2.86	0.14	2.29	0.20
製造業	996	0.3	—	—	1.86	-0.12	1.80	-0.13
電気・ガス業	10	-23.7	—	—	2.38	0.33	2.57	0.21
情報通信業	92	-20.1	—	—	3.22	-0.28	3.54	0.83
運輸業、郵便業	554	20.7	—	—	2.34	-0.03	2.36	-0.20
卸売業、小売業	4,217	2.3	—	—	2.40	-0.16	2.37	-0.04
金融業、保険業	141	3.9	—	—	1.57	0.25	1.87	0.16
不動産・物品賃貸業	189	5.5	—	—	2.28	-0.30	2.08	-0.44
学術研究等	201	7.9	—	—	3.54	0.56	2.86	0.56
飲食サービス業等	3,536	5.7	—	—	4.54	-0.38	4.12	-0.44
生活関連サービス等	736	0.2	—	—	3.57	-0.36	3.64	0.17
教育、学習支援業	1,079	5.5	—	—	4.46	-0.24	4.14	-0.21
医療、福祉	2,763	0.5	—	—	2.36	-0.05	2.08	-0.10
複合サービス事業	59	-6.0	—	—	1.72	-0.15	1.91	0.25
その他のサービス業	1,425	0.4	—	—	3.42	-0.14	3.32	0.07
事業所規模30人以上	千人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	31,316	0.9	25.24	0.42	1.82	-0.05	1.77	-0.05
一般労働者	23,412	0.4	—	—	1.44	-0.01	1.39	-0.05
パートタイム労働者	7,904	2.6	—	—	2.92	-0.22	2.88	-0.12

注：産業名については、最終頁の利用上の注意4)を参照。

時系列表第1表 賃金指数

(事業所規模5人以上)

(2020(令和2)年平均=100)

年 月	調 査 産 業 計			一 般 労 働 者			パートタイム労働者			規模30人以上		
	前年比		実質前年比	前年比		実質前年比	前年比		実質前年比	前年比		実質前年比
	%		%	%		%	%		%	%		%
現 金 給 与 総 額												
2018年	101.6	1.4	0.2	101.4	1.6	0.4	100.4	1.3	0.1	101.9	1.2	0.0
2019年	101.2	-0.4	-1.0	101.8	0.3	-0.3	100.4	0.0	-0.6	101.7	-0.2	-0.8
2020年	100.0	-1.2	-1.2	100.0	-1.7	-1.8	100.0	-0.4	-0.4	100.0	-1.7	-1.7
2021年	100.3	0.3	0.6	100.5	0.5	0.8	100.1	0.1	0.4	100.9	1.0	1.2
2022年	102.3	2.0	-1.0	102.8	2.3	-0.7	102.7	2.6	-0.4	104.0	3.1	0.1
2023年	103.5	1.2	-2.5	104.6	1.8	-2.0	105.2	2.4	-1.3	105.9	1.8	-2.0
2024年	109.2	2.8	-0.3	108.5	3.2	0.0	112.6	3.9	0.7	108.9	3.3	0.1
2025年(速報)	111.7	2.3	-1.3	111.6	2.9	-0.7	115.2	2.3	-1.3	111.6	2.5	-1.1
2025年 1月～3月	93.2	2.2	-2.0	91.8	2.8	-1.6	109.8	2.9	-1.3	91.2	2.6	-1.7
4月～6月	117.0	2.4	-1.5	117.1	2.9	-1.0	117.0	2.8	-1.1	118.9	2.8	-1.1
7月～9月	106.2	2.4	-0.9	105.5	2.9	-0.3	113.7	1.9	-1.5	104.5	2.8	-0.5
10月～12月(速報)	130.4	2.2	-0.9	131.8	2.6	-0.5	120.2	1.7	-1.4	132.1	2.3	-0.8
きまって支給する給与												
2018年	100.9	0.9	-0.3	100.6	1.0	-0.2	101.0	1.2	0.0	101.0	0.7	-0.5
2019年	100.7	-0.2	-0.8	101.1	0.5	-0.1	100.9	-0.1	-0.7	101.0	0.1	-0.5
2020年	100.0	-0.7	-0.7	100.0	-1.1	-1.1	100.0	-0.9	-0.9	100.0	-1.1	-1.1
2021年	100.5	0.5	0.8	100.7	0.8	1.0	100.1	0.2	0.4	101.2	1.2	1.5
2022年	101.9	1.4	-1.6	102.3	1.6	-1.4	102.6	2.5	-0.5	103.6	2.4	-0.6
2023年	103.0	1.1	-2.6	103.9	1.6	-2.1	105.3	2.6	-1.1	105.3	1.6	-2.1
2024年	107.5	2.0	-1.2	106.6	2.4	-0.8	111.8	3.2	0.0	107.6	2.6	-0.6
2025年(速報)	109.6	2.0	-1.6	109.1	2.3	-1.2	114.4	2.3	-1.2	110.0	2.2	-1.3
2025年 1月～3月	107.2	1.6	-2.6	107.1	2.2	-2.1	111.3	2.6	-1.7	107.4	1.9	-2.4
4月～6月	110.1	2.0	-1.8	109.3	2.3	-1.5	115.6	3.0	-0.9	110.3	2.2	-1.6
7月～9月	110.0	2.0	-1.2	109.4	2.4	-0.8	114.5	2.0	-1.2	110.5	2.3	-1.0
10月～12月(速報)	111.1	2.2	-0.8	110.5	2.4	-0.7	116.3	1.9	-1.2	111.7	2.4	-0.7
所 定 内 給 与												
2018年	99.9	0.8	—	99.5	1.0	—	100.4	1.4	—	99.9	0.7	—
2019年	99.8	-0.1	—	100.1	0.6	—	100.4	0.0	—	99.9	0.1	—
2020年	100.0	0.2	—	100.0	-0.1	—	100.0	-0.4	—	100.0	0.1	—
2021年	100.3	0.3	—	100.4	0.4	—	100.3	0.3	—	100.8	0.8	—
2022年	101.4	1.1	—	101.7	1.3	—	102.6	2.3	—	102.8	2.0	—
2023年	102.6	1.2	—	103.3	1.6	—	105.2	2.5	—	104.7	1.8	—
2024年	107.1	2.1	—	106.1	2.4	—	111.7	3.1	—	107.2	2.7	—
2025年(速報)	109.2	2.0	—	108.7	2.5	—	114.2	2.2	—	109.7	2.3	—
2025年 1月～3月	106.8	1.6	—	106.7	2.2	—	111.1	2.4	—	107.1	1.9	—
4月～6月	109.8	2.0	—	109.0	2.4	—	115.4	2.9	—	110.1	2.3	—
7月～9月	109.7	2.0	—	109.1	2.4	—	114.3	2.0	—	110.3	2.3	—
10月～12月(速報)	110.5	2.2	—	109.9	2.5	—	116.1	1.8	—	111.1	2.5	—

注：実質前年比は、名目賃金指数を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算出した実質賃金指数の前年比、または前年同期比を指す。

時系列表第2表 労働時間指数

(事業所規模5人以上)

(2020(令和2)年平均=100)

年 月	調 査 産 業 計						製造業	卸売業、 小売業	医療、福 祉		
	前年比		一 般 労 働 者 前年比		パートタイム労働者 前年比		事業所規模30人以上 前年比		前年比	前年比	前年比
			%		%		%		前年比	前年比	前年比
総 実 労 働 時 間											
2018年	105.2	-0.8	104.4	-0.6	107.6	-0.9	105.0	-0.7	0.0	-0.6	-0.4
2019年	102.9	-2.2	102.7	-1.7	104.8	-2.6	102.9	-2.0	-2.3	-1.9	-2.3
2020年	100.0	-2.8	100.0	-2.6	100.0	-4.7	100.0	-2.8	-4.1	-1.3	-1.0
2021年	100.7	0.6	101.0	1.1	99.3	-0.7	101.4	1.4	1.8	0.6	0.0
2022年	100.8	0.1	101.2	0.2	100.3	1.0	102.0	0.6	0.4	-0.2	-0.7
2023年	100.9	0.1	101.9	0.7	99.9	-0.4	102.4	0.4	0.3	-0.8	0.4
2024年	101.4	-1.0	101.1	-0.7	101.1	-1.0	101.8	-0.8	-0.7	-1.0	-0.5
2025年(速報)	100.0	-1.4	100.1	-1.0	99.7	-1.4	100.5	-1.3	-0.6	-1.3	-1.0
2025年 1月～3月	96.7	-1.9	96.7	-1.5	97.6	-1.7	97.1	-1.8	-0.7	-1.9	-1.9
4月～6月	102.1	-1.1	102.1	-0.8	101.7	-1.1	102.4	-1.3	-0.5	-1.0	-0.5
7月～9月	100.1	-0.7	100.1	-0.3	99.7	-1.4	100.6	-0.5	-0.3	-0.8	-0.1
10月～12月(速報)	101.0	-1.8	101.4	-1.6	99.7	-1.6	101.8	-1.5	-1.1	-1.5	-1.5
所 定 内 労 働 時 間											
2018年	104.4	-0.8	103.4	-0.6	107.2	-1.0	104.1	-0.6	-0.2	-0.8	-0.4
2019年	102.0	-2.2	101.7	-1.7	104.4	-2.6	101.9	-2.1	-1.6	-2.0	-2.4
2020年	100.0	-2.0	100.0	-1.5	100.0	-4.2	100.0	-1.7	-2.3	-0.8	-0.5
2021年	100.4	0.4	100.6	0.6	99.5	-0.4	100.9	0.8	0.7	0.5	0.1
2022年	100.1	-0.3	100.3	-0.3	100.3	0.8	101.1	0.2	0.0	-0.5	-1.2
2023年	100.3	0.2	101.1	0.8	99.8	-0.5	101.6	0.5	0.8	-0.7	0.5
2024年	100.8	-0.9	100.5	-0.5	101.0	-1.0	101.2	-0.6	-0.3	-0.9	-0.6
2025年(速報)	99.5	-1.3	99.5	-1.0	99.5	-1.5	100.0	-1.2	-0.8	-1.3	-0.9
2025年 1月～3月	96.0	-1.8	95.9	-1.4	97.3	-1.9	96.3	-1.8	-1.0	-1.9	-2.0
4月～6月	101.7	-1.1	101.6	-0.8	101.5	-1.2	102.0	-1.2	-0.8	-1.0	-0.4
7月～9月	99.8	-0.6	99.8	-0.2	99.7	-1.1	100.4	-0.4	-0.2	-0.8	0.0
10月～12月(速報)	100.5	-1.7	100.8	-1.5	99.5	-1.7	101.1	-1.6	-1.2	-1.6	-1.4
所 定 外 労 働 時 間											
2018年	117.5	-1.5	116.3	-1.2	125.1	-2.3	116.2	-1.1	1.5	1.0	-0.6
2019年	115.1	-1.9	115.0	-1.2	121.9	-2.4	115.1	-1.0	-8.5	0.7	-0.2
2020年	100.0	-13.2	100.0	-13.0	100.0	-18.1	100.0	-13.1	-20.7	-10.6	-13.0
2021年	105.2	5.1	106.2	6.2	93.7	-6.4	107.4	7.4	14.1	3.6	-0.8
2022年	110.0	4.6	111.3	4.8	102.8	9.7	113.0	5.2	6.2	4.2	10.3
2023年	109.0	-0.9	110.9	-0.4	104.4	1.6	111.6	-1.2	-5.5	-2.8	0.4
2024年	109.3	-2.7	109.0	-2.4	107.9	2.6	108.4	-2.6	-3.6	-1.3	-0.8
2025年(速報)	106.5	-2.6	106.7	-2.1	106.8	-1.0	106.4	-1.8	1.0	-1.1	-1.6
2025年 1月～3月	106.9	-2.3	106.7	-2.5	109.5	4.5	105.9	-2.2	2.2	-1.4	2.0
4月～6月	107.2	-2.4	107.2	-1.7	107.9	0.0	106.8	-2.0	2.3	-0.9	-2.0
7月～9月	103.2	-2.8	103.5	-2.1	103.2	-7.1	103.7	-1.5	-1.3	-1.5	-2.7
10月～12月(速報)	108.7	-2.9	109.2	-2.3	106.4	-1.5	109.3	-1.6	0.5	-0.5	-3.4

時系列表第3表 常用雇用指数

(事業所規模5人以上)

(2020(令和2)年平均=100)

年 月	調 査 産 業 計						製造業	卸売業、 小売業	医療、福 祉		
	一 般 労 働 者		パートタイム労働者		事業所規模30人以上						
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		
	%	%	%	%	%	%	%	%	%		
2018年	98.6	0.2	99.0	-0.3	97.8	1.6	97.0	1.1	0.3	0.2	-0.3
2019年	99.8	1.2	99.2	0.2	101.0	3.3	98.9	2.0	0.9	0.3	2.8
2020年	100.0	0.2	100.0	0.8	100.0	-1.0	100.0	1.1	0.0	-0.4	2.2
2021年	100.5	0.5	100.3	0.3	101.0	1.0	100.3	0.3	-1.1	0.4	2.8
2022年	101.3	0.8	100.6	0.3	102.8	1.8	99.7	-0.6	-0.9	-0.8	2.6
2023年	103.1	1.9	101.5	0.9	106.8	3.9	100.4	0.8	0.2	0.3	1.9
2024年	104.3	1.2	104.7	3.2	103.4	-3.2	101.6	1.2	-0.1	1.6	0.7
2025年(速報)	105.9	1.5	105.6	0.9	106.4	2.9	102.5	0.9	0.1	1.0	1.6
2025年 1月～3月	104.7	1.7	104.1	0.7	106.0	3.6	101.4	1.0	-0.1	1.5	1.8
4月～6月	106.0	1.6	106.0	0.9	105.9	3.2	102.9	1.0	0.1	1.5	1.5
7月～9月	106.2	1.3	106.1	0.7	106.5	2.8	102.9	1.0	0.0	0.9	1.4
10月～12月(速報)	106.4	1.2	106.1	1.0	107.3	2.2	102.8	0.8	0.2	0.5	1.6

時系列表第4表 パートタイム労働者比率

(事業所規模5人以上)

年 月	パートタイム労働者 比率	
	前年差	
	%	ポイント
2018年	30.88	0.19
2019年	31.53	0.65
2020年	31.13	-0.40
2021年	31.28	0.15
2022年	31.60	0.32
2023年	32.24	0.64
2024年	30.86	0.51
2025年(速報)	31.30	0.44
2025年 1月～3月	31.53	0.62
4月～6月	31.11	0.48
7月～9月	31.20	0.43
10月～12月(速報)	31.38	0.27

時系列表第5表 労働異動率

(事業所規模5人以上)

年 月	入 職 率		離 職 率	
	前年差		前年差	
	%	ポイント	%	ポイント
2018年	2.11	-0.04	2.02	-0.02
2019年	2.16	0.05	2.06	0.04
2020年	1.97	-0.19	1.98	-0.08
2021年	1.96	-0.01	1.93	-0.05
2022年	2.05	0.09	1.98	0.05
2023年	2.14	0.09	2.01	0.03
2024年	2.04	-0.10	1.94	-0.07
2025年(速報)	1.99	-0.05	1.89	-0.05
2025年 1月～3月	1.54	-0.07	1.83	-0.08
4月～6月	3.11	-0.06	2.53	-0.06
7月～9月	1.65	-0.03	1.69	-0.02
10月～12月(速報)	1.64	-0.05	1.51	-0.05

時系列表第6表
各国公表による主要国の実質賃金

年 月	日本	(前年比)			
		アメリカ 時給	アメリカ 週給	イギリス	ドイツ
	%	%	%	%	%
2018年	0.5	0.6	0.9	0.6	1.4
2019年	-0.9	1.4	1.0	1.7	1.1
2020年	-1.2	3.6	4.0	0.8	-1.2
2021年	0.5	-0.4	0.1	3.4	0.0
2022年	-0.5	-2.4	-2.9	-1.6	-4.0
2023年	-2.0	0.5	0.0	0.2	0.1
2024年	0.0	1.0	0.5	2.0	3.1
2025年	-0.8	1.1	1.1	—	—
2025年 1月～3月	-1.4	1.1	0.9	1.9	1.2
4月～6月	-1.0	1.3	1.3	0.5	1.9
7月～9月	-0.4	0.9	0.9	0.7	2.7
10月～12月	-0.4	1.0	1.0	—	—

厚生労働省調べ（2026年01月30日19:00(JST)時点）

各国の値はすべて前年同期比であり、適宜遡及改訂されることがある。

日本は、名目賃金指数(現金給与総額)を消費者物価指数(総合)で除して算出しており、最新月及び最新年の値は速報値である。

アメリカ、イギリス、ドイツについては各国のプレス等におけるヘッドラインを引用している。

ただし、イギリスの年平均は、1月から12月までの月次の値を用いて算出している。

アメリカの四半期平均は、月次の値を用いて算出している。（10月～12月は、2025年10月の数値がないため11月と12月の数値を用いて算出している。）

なお、実質化に用いた日本を含む各国の消費者物価指数は帰属家賃を含んでいる。

○アメリカ

（民間非農業部門全体、CPI-U(1982-1984年基準の固定ドル)により実質化、季節調整済）

・時給

出典：Current Employment Statistics (CES)、アメリカ労働統計局(U.S. Bureau of Labor Statistics)

系列：Average Hourly Earnings of All Employees, 1982-1984 dollars, Total Private, Seasonally Adjusted (Series ID: CES0500000013)

・週給

出典：同上

系列：Average Weekly Earnings of All Employees, 1982-1984 dollars, Total Private, Seasonally Adjusted (Series ID: CES0500000012)

○イギリス

（平均週給、全産業、CPIHにより実質化、季節調整済）

出典：Monthly Wages and Salaries Survey (MWSS)、英国国家統計局(Office for National Statistics)

系列：Average Weekly Earnings: Whole Economy Real Terms Level (£): Seasonally Adjusted Total Pay (Series ID: A3WX)

Average Weekly Earnings: Whole Economy Real Terms Year on Year 3 Month Average Growth (%): Seasonally Adjusted Total Pay (Series ID: A3WW)

○ドイツ

（平均月給、全産業、Verbraucherpreisindex (CPI)により実質化、季節調整していない）

出典：Verdienststerhebung (Earnings Survey)、ドイツ連邦統計局(Statistisches Bundesamt (Federal Statistical Office))

系列：Real wage index, Germany, Overall Economy (Series ID: 62361-0010)

時系列表第7表
時間当たり給与（パートタイム労働者）

(事業所規模5人以上)

年 月	時間当たり給与	
	円	% 前年比
2018年	1,136	2.3
2019年	1,167	2.7
2020年	1,213	3.9
2021年	1,223	0.8
2022年	1,242	1.6
2023年	1,279	3.0
2024年	1,343	4.3
2025年(速報)	1,394	3.8
2025年 1月～3月	1,386	4.3
4月～6月	1,380	4.1
7月～9月	1,393	3.2
10月～12月(速報)	1,416	3.5

注：時間当たり給与は、所定内給与を
所定内労働時間で除して算出している。

用語の説明

- 1) 常用労働者とは、
 - ① 期間を定めずに雇われている者
 - ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者をいう。（2018（平成30）年1月分調査から定義が変更となっていることに留意が必要）
- 2) パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
 - ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
 - ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者のいずれかに該当する者をいう。
- 3) 一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。
- 4) 入職（離職）率とは、前月末労働者数に対する月間の入職（離職）者数の割合（％）である。なお、入職（離職）者には、同一企業内での事業所間の異動者を含む。
- 5) 現金給与額について
賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。
 - ・ **現金給与総額**：以下に述べるきままって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額。
 - ・ **きままって支給する給与（定期給与）**：労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。
 - ・ **所定内給与**：きままって支給する給与のうち次の**所定外給与**以外のもの。
 - ・ **所定外給与（超過労働給与）**：所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
 - ・ **特別に支払われた給与（特別給与）**：労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。
 - ① 夏冬の賞与、期末手当等の一時金
 - ② 支給事由の発生が不定期なもの
 - ③ 3か月を超える期間で算定される手当等（6か月分支払われる通勤手当等）
 - ④ いわゆるベースアップの差額追給分
- 6) 実質賃金は、名目賃金指数を「消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）」及び「消費者物価指数（総合）」で除して算出している。持家の帰属家賃とは、持家を借家とみなした場合支払われるであろう家賃のことである。
本調査では、賃金の購買力を示すため、実際に取引が行われている財・サービスに限定している「消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）」を用いて算出し、また、国際比較のため、「消費者物価指数（総合）」を用いて実質賃金を算出することとしている。
- 7) 実労働時間数、出勤日数について
労働者が実際に労働した時間数及び実際に出勤した日数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。
 - ・ **総実労働時間**：次の**所定内労働時間**と**所定外労働時間**の合計。
 - ・ **所定内労働時間**：労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数。
 - ・ **所定外労働時間**：早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数。
 - ・ **出勤日数**：業務のため実際に出勤した日数。1時間でも就業すれば1出勤日とする。

利用上の注意

- 1) 毎月勤労統計調査の公表値については、特に断りがない限り、以下の数値に基づくものである。
 - 【2003（平成15）年12月分以前】
毎月の集計結果
 - 【2004（平成16）年1月分～2011（平成23）年12月分】
全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っており、抽出調査を行う場合に必要な復元を行うことができなかったことから、時系列比較可能な指数を作成するために推計した「時系列比較のための推計値」
 - 【2012（平成24）年1月分～2019（令和元）年5月分】
全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことから、抽出調査を行う場合に必要な復元を行った集計値
 - 【2019（令和元）年6月分以降】
毎月の集計結果
※ 2019（令和元）年6月分から2020（令和2）年5月分までの前年同月比（差）は、500人以上規模の事業所については、前年同月の値として、抽出調査による値を用いている。
前年同月の値として、抽出調査による値を用いている。
- 2) 統計数値は、特に断りのない限り、調査産業計、事業所規模5人以上、常用労働者（パートタイム労働者を含む。）に関するものである。
- 3) 「前年比」は、対前年増減率（%）を掲載している。四半期の場合、「前年比」、「前年差」は、前年同期と比較している。
- 4) 表章産業は、日本標準産業分類（2013（平成25）年10月改定）に基づいている。また、産業名で「鉱業、採石業」「電気・ガス業」、「不動産・物品賃貸業」、「学術研究等」、「飲食サービス業等」、「生活関連サービス等」「その他のサービス業」とあるのは、それぞれ「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業（他に分類されないもの）」のことである。
- 5) 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 6) 2022（令和4）年1月分確報公表時から、指数は、2020（令和2）年平均を100とする2020（令和2）年基準とする。これに伴い、2022（令和4）年1月分以降と比較できるように、2021（令和3）年12月分までの指数を、2020（令和2）年平均が100となるように改訂した。2021（令和3）年12月分までの増減率は、一部を除き、改訂前の指数で計算しているため、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 7) 調査対象事業所のうち30人以上規模の事業所の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。
従来の総入替え方式においては、入替え時に一定の断層が生じていたため、賃金、労働時間指数とその増減率については過去に遡った改訂を行っていたが、部分入替え方式導入により断層は縮小することから、過去に遡った改訂は行っていない。
- 8) 2024（令和6）年1月分確報公表時に、労働者数推計を当時利用できる最新のデータ（2021（令和3）年経済センサス活動調査）に基づき更新（ベンチマーク更新）した。ベンチマーク更新に伴い常用雇用指数及びその増減率は、過去に遡って改訂している。賃金・労働時間及びパートタイム労働者比率の2024（令和6）年（1月分確報以降）の前年同月比等については、2023（令和5）年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024（令和6）年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。
（参考）<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/maikin-kaisetsu-20240408.pdf>
- 9) 最新年の速報値は、1月～11月分結果確報及び12月分結果速報に基づき作成している。
- 10) 賃金の伸び率は「ベースアップ」の影響を受けやすく、各労働者の「定期昇給」による賃金増の影響を受けづらい。「ベースアップ」の影響は、特に一般労働者の所定内給与に反映される。
（参考）<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/dl/maikin-chinginnobiritsu.pdf>

毎月勤労統計調査の結果の公表時刻は、速報、確報共、原則8時30分です。

今後の公表予定				
	速報	備考	確報	備考
12月分	***		2月25日	年平均
1月分	3月9日		4月8日	
2月分	4月8日	年末賞与	4月23日	
3月分	5月8日		5月22日	年度平均

群馬県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 群馬県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 9 8 5 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 4 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の群馬県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（9 7， 7 4 5 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると群馬県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$985 \text{ 円（群馬県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.824 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 141,063 \text{ 円（四捨五入）}$$

生活保護と最低賃金の比較の計算方法について
(生活保護及び最低賃金は令和6年度のデーターを使用)

1 前提

- 若年単身 → 生活保護では18～19歳・単身世帯
- 冬季加算地区 V区
- 級地別人口

1級地－1	0人	1級地－2	0人
2級地－1	811,567人	2級地－2	0人
3級地－1	861,038人	3級地－2	266,505人
計 1,939,110人			

※ 令和2年国勢調査（人口等基本集計）による市町村別の人口

- 説明の都合により、数値の端数処理が行われている箇所があるが、実際に計算する際は、特に断りのない限り端数処理は行わないこと。

2 生活保護

(1) 生活扶助基準（令和6年度）

- ① 第1類費＋第2類費（冬季加算を除く）

第1類費と第2類費の合計の人口加重平均を求めると

$$\begin{aligned} & (72,430円 \times 811,567人 + 70,080円 \times 861,038人 \\ & + 67,740円 \times 266,505人) \div 1,939,110人 \\ & = \underline{70,741.9円} \end{aligned}$$

- ② 第2類のうち冬季加算（1か月平均）

群馬県はV区に分類されるため、11月から3月まで5か月間支給。（群馬は級地別なし）

$$4,630円 \times 5月 \div 12月 = \underline{1,929.1円}$$

- ③ 期末一時扶助費（1か月平均）

級地別の期末一時扶助費（1か月平均）

$$2級地－1 \quad 12,880円 \times 1月 \div 12月 = 1,073円$$

$$3級地－1 \quad 11,610円 \times 1月 \div 12月 = 968円$$

$$3級地－2 \quad 10,970円 \times 1月 \div 12月 = 914円$$

$$(1,073円 \times 811,567人 + 968円 \times 861,038人$$

$$+ 914円 \times 266,505人) \div 1,939,110人 = \underline{1,004.5円}$$

以上、①、②、③より、

$$\begin{aligned} & \text{生活扶助基準（1類費＋2類費（冬季加算込み）＋期末一時扶助費）} = \text{①}70,741.9 \\ & \text{円} + \text{②}1,929.1円 + \text{③}1,004.5円 = \underline{73,675.5円} \end{aligned}$$

(2) 住宅扶助実績値（令和6年度）

- ・ 単身被保護世帯数

群馬県（前橋市・高崎市を除く）5,944世帯、前橋市3,084世帯、高崎市2,675世帯。 合計11,703世帯

- ・ 住宅扶助実績値

群馬県（前橋市・高崎市を除く）21,525.2円、前橋市27,379.5円、高崎市25,904.9円

※1 令和6年度被保護者調査年次調査（個別調査）第3-10表により示される群馬県（前橋市・高崎市を除く）、前橋市、高崎市の単身被保護世帯数及び同1世帯当たり住宅扶助の値。

※2 上記の単身被保護世帯数には、住宅扶助を支給されていない世帯も含まれている。

$$\begin{aligned} & \cdot (21,525.2\text{円} \times 5,944\text{世帯} + 27,379.5\text{円} \times 3,084\text{世帯} \\ & + 25,904.9\text{円} \times 2,675\text{世帯}) \div 11,703\text{世帯} \\ & = 24,069.0\text{円} \end{aligned}$$

(3) 生活扶助基準+住宅扶助実績値

以上(1)、(2)より、

生活扶助基準 + 住宅扶助実績値

$$73,675.5\text{円} + 24,069.0\text{円} = \underline{97,745\text{円}} \text{ (小数点以下四捨五入)}$$

3 最低賃金との比較

時給985円（令和6年度群馬県最低賃金額）で月173.8時間（週40時間）働いた場合の1か月の収入（手取額）は、

$$985\text{円} \times 173.8\text{時間} \times 0.824 = \underline{141,063\text{円}} \text{ (小数点以下四捨五入)}$$

※ 0.824は、税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

したがって、生活保護と最低賃金の差額は、

生活保護97,745円 - 最低賃金（手取額）141,063円 = △43,318円
となるため、最低賃金が生活保護の水準を上回っている。この差額を173.8時間で割って1時間あたりとし、0.824で割って手取額から額面に換算すると、

$$\triangle 43,318\text{円} \div 173.8 \div 0.824 = \underline{\triangle 302\text{円/時間}} \text{ (小数点以下四捨五入)}$$

となる。

生活扶助基準額（令和 5 年10月改定反映）

○第 1 類費、第 2 類費（冬期加算を除く）、特例加算、経過的加算 合算額（単位：円）

年齢区分・世帯人員	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
18～19歳・ 1 人	77,050	74,310	72,430	71,460	70,080	67,740

※令和 5 年10月改定に基づく計算式等については参考 1－2 を参照のこと。

○冬季加算（単位：円）

冬季加算区分・世帯人員	加算額	加算される期間
I 区・ 1 人	12,780	10～4月
II 区・ 1 人	9,030	10～4月
III 区・ 1 人	7,460	11～4月
IV 区・ 1 人	6,790	11～4月
V 区・ 1 人	4,630	11～3月
VI 区・ 1 人	2,630	11～3月

（冬季加算地区区分）

地区別	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他

○期末一時扶助費〔12月のみ〕（単位：円）

世帯人員	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
1 人	14,160	13,520	12,880	12,250	11,610	10,970

(2級地－1・前橋市、高崎市)

令和8年度

生活保護基準額表(2級地－1・前橋市、高崎市)(令和8年4月～)

第1類

年齢	基準額
0～2	41,460円
3～5	41,460円
6～11	43,200円
12～17	45,820円
18・19	43,640円
20～40	43,640円
41～59	43,640円
60～64	43,640円
65～69	43,200円
70～74	43,200円
75～	37,100円

通減率

世帯人員	率
1人	1.00
2人	0.87
3人	0.75
4人	0.66
5人	0.59
6人	0.58
7人	0.55
8人	0.52
9人	0.50
10人以上	0.50

第2類、冬季加算及び期末一時扶助

世帯人員	基準額	冬季加算V区(注)	期末一時扶助
1人	27,790円	4,630円	13,190円
2人	38,060円	6,580円	21,510円
3人	44,730円	7,470円	22,160円
4人	48,900円	8,070円	24,930円
5人	49,180円	8,300円	25,980円
6人	55,650円	8,820円	29,550円
7人	58,920円	9,200円	31,400円
8人	61,910円	9,490円	33,240円
9人	64,670円	9,790円	34,820円
10人以上1人増すごとに	2,760円	310円	1,580円

(注)局第7-2-(1)-アに該当する者には特別基準(1.3倍)を適用

入院患者及び県内救護施設

区分	入院患者	介護施設入所者	県内救護施設(注)
基準額	23,670円以内	10,120円以内	62,410円
冬季加算	入院先の地区別による 群馬県(V区)	1,030円	2,910円
期末一時扶助費	入院先の級地区分による 1-1 14,500 2-1 13,190 3-1 11,890 1-2 13,850 2-2 12,550 3-2 11,240		4,720円
介護施設入所者加算		10,120円以内	—

(注)局第7-2-(1)-ケにより2級地を適用

住宅扶助

世帯人員	家賃、間代、地代等(月額)	敷金等の上限 (県内の特別基準)	契約更新料の上限 (県内の特別基準)	住宅維持費 (月額)
	基準額	実施機関限り	特別基準	
1人	～6㎡	24,000円以内	—	178,000円
	7～10㎡	27,000円以内	—	66,800円
	11～15㎡	31,000円以内	—	
	16㎡～	34,200円以内	44,500円以内	
2人		41,000円以内	48,000円以内	192,000円
3人			51,000円以内	72,000円
4人		44,500円以内	55,000円以内	204,000円
5人			58,000円以内	82,500円
6人		48,000円以内		232,000円
7人以上		53,400円以内	62,000円以内	248,000円

【基準生活費の算定】
A + B + C + 特例加算
A 1類×率 + 2類
B 経過的加算額(保護手帳参照)
C 地区別冬期加算額
特例加算 世帯員一人につき1,500円 (令和8年10月～2,500円)
※円未満切り捨て後、10円未満端数切り上げ
★生活扶助基準について、令和8年10月から1年間特例加算を引き上げ、令和9年10月からの扱いは令和9年度の予算編成過程で検討。
・特例加算:世帯員一人につき月額1,500円を加えるものとする(令和8年10月～2,500円)。
※入院患者・介護施設入所者については、令和8年10月以降も現行の一人につき月額1,000円の額を維持
・当該加算を行ってもなお改定以前の基準額から減額となる世帯について、改定前の基準額を保障する。

教育扶助

区分	小学校等	中学校等
基準額	3,400円	5,300円
学級費	1,170円以内	1,250円以内
学習支援費 (年間上限額)	16,400円 [特]21,320円以内	59,800円 [特]77,740円以内
教材代	正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額	
給食費	保護者が負担すべき額	
通学のための交通費	必要な最小限度の額	
災害時等の学用品費の再支給	15,200円以内	23,600円以内
その他	校外活動参加費(必要最小限)	

その他の扶助

区分	基準額
出産扶助	出産に要する費用 336,000円以内 [特] 388,000円以内
葬祭扶助	衛生材料費 6,300円以内 大人 222,000円以内 小人 177,600円以内
生業費	47,000円以内
技能修得費 (高等学校就学費を除く。)	92,000円以内 [特](ウ) 154,000円以内 [特](エ) 246,000円以内 [特](オ) 380,000円以内
基本額 (月額)	7,300円 [特]学級費等 2,170円以内
学習支援費 (年間上限額)	101,000円 [特]131,300円以内
教材代	正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額
授業料(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条各号に掲げるものに在学する場合を除く。)	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額
入学科	高等学校等所在の都道府県条例に定める都道府県立高等学校における額以内の額(市町村立は市町村条例の額以内)。
入学考査料	30,000円以内
通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
災害時等の学用品費の再支給	36,500円以内
入学準備金	118,200円以内
就職支度費	35,000円以内

障害者加算

区 分	在 宅	入院・入所
(2)のア	25,540円	22,850円
(2)のイ	17,020円	15,230円
(3)重度障害者加算	16,100円	
(4)家族介護料	13,490円	
(5)他人介護料 [特]	75,820円以内 113,740円以内	
(厚労大臣承認の特別基準※)	(171,200円以内)	

R8.7.1～
16,560円
13,890円

※自治体により金額が異なる

児童養育加算

児童の 養育者	高等学校等修了前	10,190円
------------	----------	---------

母子加算

区 分	在 宅	入院・入所
児 童 1 人	17,400円	19,820円
児 童 2 人	21,800円	21,420円
1人増すごとに	2,700円	790円

【児童】18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、又は20歳未満で障害者加算に該当する者

その他の加算

妊 婦 加 算	妊娠6ヶ月未満	9,350円
	妊娠6ヶ月以上	14,120円
産 婦 加 算	8,690円	
在 宅 患 者 加 算	13,590円	
放射線障害者加算	(1)	49,120円
	(2)	24,560円
介護保険料加算	納付すべき介護保険料額 (特別徴収を除く)	

各種控除

新規就労控除(6ヶ月間)	月額	12,900円
20歳未満控除	月額	11,900円

一時扶助

布団類	再 生	1組	15,300円以内
	新 規	1組	22,500円以内
平 常 着		1人	15,800円以内
新 生 児 用 品 等		58,400円以内	
入 院 時 寝 巻 等		4,900円以内	
紙 お む つ 等		26,400円以内	
災害にあい 災害救助法 が発動され ない場合の 布団類・被 服	世帯人員	夏季(4～9月)	冬季(10～3月)
	2人まで	22,500円以内	40,300円以内
	4人まで	42,800円以内	68,200円以内
	5人	55,000円以内	86,800円以内
1人増すごとに		8,000円以内	11,900円以内
家具什器費 (暖房器具・冷房器具を除く。)		36,700円以内 [特] 58,400円以内	
暖 房 器 具		31,000円以内 [特] 78,000円以内	
冷 房 器 具		78,000円以内	
移送費		交通費、宿泊料、飲食物費、日当 (日当は委託使役者に限る。)	
入学 準備金	小学校等	91,600円以内	
	中学校等	101,000円以内	
就労活動促進費		月額	5,000円
配電設備費 水道・井戸、下水道設備費 液化石油ガス設備費		136,000円以内 [特] 204,000円以内	
家財保管料		[特]月額	14,000円以内
家財処分料		[特] 必要最小限度の額	
妊娠定期検査料		[特] 必要最小限度の額	
除雪費		[特]	34,000円以内

不動産鑑定費用

区分	基準額
保護の申請を行った者又は 保護受給中の者が、要保護 世帯向け長期生活支援資金 を利用(貸付審査により貸付 の利用に至らなかった場合も 含む。)する場合	不動産鑑定(再評価に要する費用を 除く。)及び抵当権等の設定登記そ 他のために必要な額

【級地区分】

2級地－1: 前橋市、高崎市、桐生市(3市)

3級地－1: 伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、草津町、みなかみ町、大泉町(11市町)

3級地－2: みどり市、上記以外の町村(21市町村)

令和8年度

生活保護基準額表(2級地－1・桐生市)

(令和8年4月～)

第1類

年齢	基準額
0～2	41,460円
3～5	41,460円
6～11	43,200円
12～17	45,820円
18・19	43,640円
20～40	43,640円
41～59	43,640円
60～64	43,640円
65～69	43,200円
70～74	43,200円
75～	37,100円

通減率

世帯人員	率
1人	1.00
2人	0.87
3人	0.75
4人	0.66
5人	0.59
6人	0.58
7人	0.55
8人	0.52
9人	0.50
10人以上	0.50

第2類、冬季加算及び期末一時扶助

世帯人員	基準額	冬季加算V区(注)	期末一時扶助
1人	27,790円	4,630円	13,190円
2人	38,060円	6,580円	21,510円
3人	44,730円	7,470円	22,160円
4人	48,900円	8,070円	24,930円
5人	49,180円	8,300円	25,980円
6人	55,650円	8,820円	29,550円
7人	58,920円	9,200円	31,400円
8人	61,910円	9,490円	33,240円
9人	64,670円	9,790円	34,820円
10人以上1人増すごとに	2,760円	310円	1,580円

(注)局第7-2-(1)-アに該当する者には特別基準(1.3倍)を適用

入院患者及び県内救護施設

区分	入院患者	介護施設入所者	県内救護施設(注)
基準額	23,670円以内	10,120円以内	62,410円
冬季加算	入院先の地区別による 群馬県(V区)	1,030円	2,910円
期末一時扶助費	入院先の級地区分による 1-1 14,500 2-1 13,190 3-1 11,890 1-2 13,850 2-2 12,550 3-2 11,240		4,720円
介護施設入所者加算		10,120円以内	—

(注)局第7-2-(1)-ケにより2級地を適用

住宅扶助

世帯人員	家賃、間代、地代等(月額)	敷金等の上限 (県内の特別基準)	契約更新料の上限 (県内の特別基準)	住宅維持費 (年額)
	基準額	実施機関限り	特別基準	
1人	～6㎡	21,000円以内	—	
	7～10㎡	24,000円以内	—	
	11～15㎡	27,000円以内	—	
	16㎡～	30,000円以内	39,000円以内	
2人		36,000円以内	42,000円以内	156,000円
3人			45,000円以内	168,000円
4人		39,000円以内	48,000円以内	180,000円
5人			51,000円以内	192,000円
6人		42,000円以内	54,000円以内	204,000円
7人以上		47,000円以内	54,000円以内	216,000円

【基準生活費の算定】

A + B + C + 特例加算

A 1類×率 + 2類

B 経過的加算額(保護手帳参照)

C 地区別冬期加算額

特例加算 世帯員一人につき1,500円

(令和8年10月～2,500円)

※円未満切り捨て後、10円未満端数切り上げ

★生活扶助基準について、令和8年10月から1年間特例加算を引き上げ、令和9年10月からの扱いは令和9年度の予算編成過程で検討。

・特例加算: 世帯員一人につき月額1,500円を加えるものとする(令和8年10月～2,500円)。

※入院患者・介護施設入所者については、令和8年10月以降も現行の一人につき月額1,000円の額を維持
・当該加算を行ってもなお改定以前の基準額から減額となる世帯について、改定前の基準額を保障する。

教育扶助

区分	小学校等	中学校等
基準額	3,400円	5,300円
学級費	1,170円以内	1,250円以内
学習支援費 (年間上限額)	16,400円 [特]21,320円以内	59,800円 [特]77,740円以内
教材代	正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額	
給食費	保護者が負担すべき額	
通学のための交通費	必要な最小限度の額	
災害時等の学用品費の再支給	15,200円以内	23,600円以内
その他	校外活動参加費(必要最小限)	

その他の扶助

区分	基準額
出産扶助	出産に要する費用 336,000円以内 [特] 388,000円以内
	衛生材料費 6,300円以内
葬祭扶助	大人 222,000円以内 小人 177,600円以内
生業費	47,000円以内
技能修得費 (高等学校就学費を除く。)	92,000円以内 [特](ウ) 154,000円以内 [特](エ) 246,000円以内 [特](キ) 380,000円以内
高等学校就学費	基本額 (月額) 7,300円 [特]学級費等 2,170円以内
	学習支援費 (年間上限額) 101,000円 [特]131,300円以内
	教材代 正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額
	授業料(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条各号に掲げるものに在学する場合を除く。)
	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額
	入学科 高等学校等所在の都道府県条例に定める都道府県立高等学校における額以内の額(市町村立は市町村条例の額以内)。
	入学考査料 30,000円以内
	通学のための交通費 通学に必要な最小限度の額
	災害時等の学用品費の再支給 36,500円以内
	入学準備金 118,200円以内
就職支度費	35,000円以内

障害者加算

区 分	在 宅	入院・入所
(2)のア	25,540円	22,850円
(2)のイ	17,020円	15,230円
(3)重度障害者加算	16,100円	
(4)家族介護料	13,490円	
(5)他人介護料 [特]	75,820円以内 113,740円以内	
(厚労大臣承認の特別基準※)	(171,200円以内)	

R8.7.1～
16,560円
13,890円

※自治体により金額が異なる

児童養育加算

児童の 養育者	高等学校等修了前	10,190円
------------	----------	---------

母子加算

区 分	在 宅	入院・入所
児 童 1 人	17,400円	19,820円
児 童 2 人	21,800円	21,420円
1人増すごとに	2,700円	790円

【児童】18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、又は20歳未満で障害者加算に該当する者

その他の加算

妊 婦 加 算	妊娠6ヶ月未満	9,350円
	妊娠6ヶ月以上	14,120円
産 婦 加 算	8,690円	
在 宅 患 者 加 算	13,590円	
放射線障害者加算	(1)	49,120円
	(2)	24,560円
介護保険料加算	納付すべき介護保険料額 (特別徴収を除く)	

各種控除

新規就労控除(6ヶ月間)	月額	12,900円
20歳未満控除	月額	11,900円

一時扶助

布団類	再 生	1組	15,300円以内
	新 規	1組	22,500円以内
平 常 着		1人	15,800円以内
新 生 児 用 品 等		58,400円以内	
入 院 時 寝 巻 等		4,900円以内	
紙 お む つ 等		26,400円以内	
災害にあい 災害救助法 が発動され ない場合の 布団類・被 服	世帯人員	夏季(4～9月)	冬季(10～3月)
	2人まで	22,500円以内	40,300円以内
	4人まで	42,800円以内	68,200円以内
	5人	55,000円以内	86,800円以内
1人増すごとに		8,000円以内	11,900円以内
家具什器費 (暖房器具・冷房器具を除く。)		36,700円以内 [特] 58,400円以内	
暖 房 器 具		31,000円以内 [特] 78,000円以内	
冷 房 器 具		78,000円以内	
移送費		交通費、宿泊料、飲食物費、日当 (日当は委託使役者に限る。)	
入学 準備金	小学校等	91,600円以内	
	中学校等	101,000円以内	
就労活動促進費		月額	5,000円
配電設備費 水道・井戸、下水道設備費 液化石油ガス設備費		136,000円以内 [特] 204,000円以内	
家財保管料		[特]月額	14,000円以内
家財処分料		[特] 必要最小限度の額	
妊娠定期検査料		[特] 必要最小限度の額	
除雪費		[特]	34,000円以内

不動産鑑定費用

区分	基準額
保護の申請を行った者又は 保護受給中の者が、要保護 世帯向け長期生活支援資金 を利用(貸付審査により貸付 の利用に至らなかった場合も 含む。)する場合	不動産鑑定(再評価に要する費用を 除く。)及び抵当権等の設定登記そ 他のために必要な額

【級地区分】

2級地－1: 前橋市、高崎市、桐生市(3市)

3級地－1: 伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、草津町、みなかみ町、大泉町(11市町)

3級地－2: みどり市、上記以外の町村(21市町村)

令和8年度

生活保護基準額表(3級地－1)

(令和8年4月～)

第1類

年齢	基準額
0～2	39,230円
3～5	39,230円
6～11	40,880円
12～17	43,360円
18・19	41,290円
20～40	41,290円
41～59	41,290円
60～64	41,290円
65～69	40,880円
70～74	40,880円
75～	35,100円

通減率

世帯人員	率
1人	1.00
2人	0.87
3人	0.75
4人	0.66
5人	0.59
6人	0.58
7人	0.55
8人	0.52
9人	0.50
10人以上	0.50

第2類、冬季加算及び期末一時扶助

世帯人員	基準額	冬季加算V区(注)	期末一時扶助
1人	27,790円	4,630円	11,890円
2人	38,060円	6,580円	19,380円
3人	44,730円	7,470円	19,980円
4人	48,900円	8,070円	22,470円
5人	49,180円	8,300円	23,420円
6人	55,650円	8,820円	26,640円
7人	58,920円	9,200円	28,300円
8人	61,910円	9,490円	29,970円
9人	64,670円	9,790円	31,390円
10人以上1人増すごとに	2,760円	310円	1,420円

(注)局第7-2-(1)-アに該当する者には特別基準(1.3倍)を適用

入院患者及び県内救護施設

区分	入院患者	介護施設入所者	県内救護施設(注)
基準額	23,670円以内	10,120円以内	59,120円
冬季加算	入院先の地区別による 群馬県(V区)	1,030円	2,910円
期末一時扶助費	入院先の級地区分による 1-1 14,500 2-1 13,190 3-1 11,890 1-2 13,850 2-2 12,550 3-2 11,240		4,250円
介護施設入所者加算		10,120円以内	—

(注)局第7-2-(1)-ケにより2級地を適用

住宅扶助

世帯人員	家賃、間代、地代等(月額)	敷金等の上限 (県内の特別基準)	契約更新料の上限 (県内の特別基準)	住宅維持費 (年額)
	基準額	実施機関限り	特別基準	
1人	～6㎡	21,000円以内	—	
	7～10㎡	25,000円以内	—	
	11～15㎡	28,000円以内	—	
	16㎡～	30,700円以内	39,900円以内	
2人		37,000円以内	43,000円以内	159,600円
3人			46,000円以内	59,900円
4人		39,900円以内	49,000円以内	64,500円
5人			52,000円以内	69,000円
6人		43,000円以内	208,000円	73,500円
7人以上		47,900円以内	55,000円以内	78,000円

【基準生活費の算定】

A + B + C + 特例加算

A 1類×率 + 2類

B 経過的加算額(保護手帳参照)

C 地区別冬期加算額

特例加算 世帯員一人につき1,500円

(令和8年10月～2,500円)

※円未満切り捨て後、10円未満端数切り上げ

★生活扶助基準について、令和8年10月から1年間特例加算を引き上げ、令和9年10月からの扱いは令和9年度の予算編成過程で検討。

・特例加算：世帯員一人につき月額1,500円を加えるものとする(令和8年10月～2,500円)。

※入院患者・介護施設入所者については、令和8年10月以降も現行の一人につき月額1,000円の額を維持
・当該加算を行ってもなお改定以前の基準額から減額となる世帯について、改定前の基準額を保障する。

教育扶助

区分	小学校等	中学校等
基準額	3,400円	5,300円
学級費	1,170円以内	1,250円以内
学習支援費 (年間上限額)	16,400円 [特]21,320円以内	59,800円 [特]77,740円以内
教材代	正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額	
給食費	保護者が負担すべき額	
通学のための交通費	必要な最小限度の額	
災害時等の学用品費の再支給	15,200円以内	23,600円以内
その他	校外活動参加費(必要最小限)	

その他の扶助

区分	基準額
出産扶助	出産に要する費用 336,000円以内 [特] 388,000円以内
葬祭扶助	衛生材料費 6,300円以内 大人 194,300円以内 小人 155,400円以内
生業費	47,000円以内
技能修得費 (高等学校就学費を除く。)	92,000円以内 [特](ウ) 154,000円以内 [特](エ) 246,000円以内 [特](キ) 380,000円以内
基本額 (月額)	7,300円 [特]学級費等 2,170円以内
学習支援費 (年間上限額)	101,000円 [特]131,300円以内
教材代	正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額
授業料(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条各号に掲げるものに在学する場合を除く。)	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額
入学科	高等学校等所在の都道府県条例に定める都道府県立高等学校における額以内の額(市町村立は市町村条例の額以内)。
入学検査料	30,000円以内
通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
災害時等の学用品費の再支給	36,500円以内
入学準備金	118,200円以内
就職支度費	35,000円以内

障害者加算

区 分	在 宅	入院・入所
(2)のア	23,620円	22,850円
(2)のイ	15,750円	15,230円
(3)重度障害者加算	16,100円	
(4)家族介護料	13,490円	
(5)他人介護料 [特]	75,820円以内 113,740円以内	
(厚労大臣承認の特別基準※)	(171,200円以内)	

R8.7.1～
16,560円
13,890円

※自治体により金額が異なる

児童養育加算

児童の 養育者	高等学校等修了前	10,190円
------------	----------	---------

母子加算

区 分	在 宅	入院・入所
児 童 1 人	16,100円	19,820円
児 童 2 人	20,200円	21,420円
1人増すごとに	2,500円	790円

【児童】18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、又は20歳未満で障害者加算に該当する者

その他の加算

妊 婦 加 算	妊娠6ヶ月未満	7,950円
	妊娠6ヶ月以上	12,010円
産 婦 加 算	7,390円	
在 宅 患 者 加 算	11,550円	
放射線障害者加算	(1)	49,120円
	(2)	24,560円
介護保険料加算	納付すべき介護保険料額 (特別徴収を除く)	

各種控除

新規就労控除(6ヶ月間)	月額	12,900円
20歳未満控除	月額	11,900円

一時扶助

布団類	再 生	1組	15,300円以内
	新 規	1組	22,500円以内
平 常 着		1人	15,800円以内
新 生 児 用 品 等		58,400円以内	
入 院 時 寝 巻 等		4,900円以内	
紙 お む つ 等		26,400円以内	
災害にあい 災害救助法 が発動され ない場合の 布団類・被 服	世帯人員	夏季(4～9月)	冬季(10～3月)
	2人まで	22,500円以内	40,300円以内
	4人まで	42,800円以内	68,200円以内
	5人	55,000円以内	86,800円以内
1 人 を 増 す ご と に		8,000円以内	11,900円以内
家 具 什 器 費 (暖房器具・冷房器具を除く。)		36,700円以内 [特] 58,400円以内	
暖 房 器 具		31,000円以内 [特] 78,000円以内	
冷 房 器 具		78,000円以内	
移送費		交通費、宿泊料、飲食物費、日当 (日当は委託使役者に限る。)	
入学 準備金	小学校等	91,600円以内	
	中学校等	101,000円以内	
就労活動促進費		月額	5,000円
配電設備費 水道・井戸、下水道設備費 液化石油ガス設備費		136,000円以内 [特] 204,000円以内	
家財保管料		[特]月額	14,000円以内
家財処分料		[特]	必要最小限度の額
妊娠定期検査料		[特]	必要最小限度の額
除雪費		[特]	34,000円以内

不動産鑑定費用

区分	基準額
保護の申請を行った者又は 保護受給中の者が、要保護 世帯向け長期生活支援資金 を利用(貸付審査により貸付 の利用に至らなかった場合も 含む。)する場合	不動産鑑定(再評価に要する費用を 除く。)及び抵当権等の設定登記そ 他のために必要な額

【級地区分】

2級地－1: 前橋市、高崎市、桐生市(3市)

3級地－1: 伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、草津町、みなかみ町、大泉町(11市町)

3級地－2: みどり市、上記以外の町村(21市町村)

令和8年度

生活保護基準額表(3級地－2)

(令和8年4月～)

第1類

年齢	基準額
0～2	37,000円
3～5	37,000円
6～11	38,560円
12～17	40,900円
18・19	38,950円
20～40	38,950円
41～59	38,950円
60～64	38,950円
65～69	38,560円
70～74	38,560円
75～	33,110円

通減率

世帯人員	率
1人	1.00
2人	0.87
3人	0.75
4人	0.66
5人	0.59
6人	0.58
7人	0.55
8人	0.52
9人	0.50
10人以上	0.50

第2類、冬季加算及び期末一時扶助

世帯人員	基準額	冬季加算V区(注)	期末一時扶助
1人	27,790円	4,630円	11,240円
2人	38,060円	6,580円	18,310円
3人	44,730円	7,470円	18,880円
4人	48,900円	8,070円	21,230円
5人	49,180円	8,300円	22,140円
6人	55,650円	8,820円	25,160円
7人	58,920円	9,200円	26,730円
8人	61,910円	9,490円	28,310円
9人	64,670円	9,790円	29,650円
10人以上1人増すごとに	2,760円	310円	1,350円

(注)局第7-2-(1)-アに該当する者には特別基準(1.3倍)を適用

入院患者及び県内救護施設

区分	入院患者	介護施設入所者	県内救護施設(注)
基準額	23,670円以内	10,120円以内	59,120円
冬季加算	入院先の地区別による 群馬県(V区)	1,030円	2,910円
期末一時扶助費	入院先の級地区分による 1-1 14,500 2-1 13,190 3-1 11,890	1-2 13,850 2-2 12,550 3-2 11,240	4,250円
介護施設入所者加算		10,120円以内	—

(注)局第7-2-(1)-ケにより2級地を適用

住宅扶助

世帯人員	家賃、間代、地代等(月額)	敷金等の上限 (県内の特別基準)	契約更新料の上限 (県内の特別基準)	住宅維持費 (年額)
	基準額	実施機関限り	特別基準	
1人	～6㎡	21,000円以内	—	159,600円
	7～10㎡	25,000円以内	—	59,900円
	11～15㎡	28,000円以内	—	
	16㎡～	30,700円以内	39,900円以内	
2人		37,000円以内	43,000円以内	172,000円
3人			46,000円以内	184,000円
4人		39,900円以内	49,000円以内	196,000円
5人			52,000円以内	208,000円
6人		43,000円以内		
7人以上		47,900円以内	55,000円以内	220,000円

【基準生活費の算定】

A + B + C + 特例加算

A 1類×率 + 2類

B 経過的加算額(保護手帳参照)

C 地区別冬期加算額

特例加算 世帯員一人につき1,500円

(令和8年10月～2,500円)

※円未満切り捨て後、10円未満端数切り上げ

★生活扶助基準について、令和8年10月から1年間特例加算を引き上げ、令和9年10月からの扱いは令和9年度の予算編成過程で検討。

・特例加算:世帯員一人につき月額1,500円を加えるものとする(令和8年10月～2,500円)。

※入院患者・介護施設入所者については、令和8年10月以降も現行の一人につき月額1,000円の額を維持
・当該加算を行ってもなお改定以前の基準額から減額となる世帯について、改定前の基準額を保障する。

教育扶助

区分	小学校等	中学校等
基準額	3,400円	5,300円
学級費	1,170円以内	1,250円以内
学習支援費 (年間上限額)	16,400円 [特]21,320円以内	59,800円 [特]77,740円以内
教材代	正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額	
給食費	保護者が負担すべき額	
通学のための交通費	必要な最小限度の額	
災害時等の学用品費の再支給	15,200円以内	23,600円以内
その他	校外活動参加費(必要最小限)	

その他の扶助

区分	基準額
出産扶助	出産に要する費用 336,000円以内 [特] 388,000円以内
	衛生材料費 6,300円以内
葬祭扶助	大人 194,300円以内 小人 155,400円以内
生業費	47,000円以内
技能修得費 (高等学校就学費を除く。)	92,000円以内 [特](ウ) 154,000円以内 [特](エ) 246,000円以内 [特](キ) 380,000円以内
基本額 (月額)	7,300円 [特]学級費等 2,170円以内
学習支援費 (年間上限額)	101,000円 [特]131,300円以内
教材代	正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額
授業料(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条各号に掲げるものに在学する場合を除く。)	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額
入学科	高等学校等所在の都道府県条例に定める都道府県立高等学校における額以内の額(市町村立は市町村条例の額以内)。
入学考査料	30,000円以内
通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
災害時等の学用品費の再支給	36,500円以内
入学準備金	118,200円以内
就職支度費	35,000円以内

障害者加算

区 分	在 宅	入院・入所
(2)のア	23,620円	22,850円
(2)のイ	15,750円	15,230円
(3)重度障害者加算	16,100円	
(4)家族介護料	13,490円	
(5)他人介護料 [特]	75,820円以内 113,740円以内	
(厚労大臣承認の特別基準)	(171,200円以内)	

※自治体により金額が異なる

児童養育加算

児童の 養育者	高等学校等修了前	10,190円
------------	----------	---------

母子加算

区 分	在 宅	入院・入所
児 童 1 人	16,100円	19,820円
児 童 2 人	20,200円	21,420円
1 人 増 す ぐ と に	2,500円	790円

【児童】18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、又は20歳未満で障害者加算に該当する者

その他の加算

妊 婦 加 算	妊娠6ヶ月未満	7,950円
	妊娠6ヶ月以上	12,010円
産 婦 加 算	7,390円	
在 宅 患 者 加 算	11,550円	
放 射 線 障 害 者 加 算	(1)	49,120円
	(2)	24,560円
介護保険料加算	納付すべき介護保険料額 (特別徴収を除く)	

各種控除

新規就労控除(6ヶ月間)	月額	12,900円
20歳未満控除	月額	11,900円

一時扶助

布団類	再 生	1組	15,300円以内
	新 規	1組	22,500円以内
平 常 着		1人	15,800円以内
新 生 児 用 品 等		58,400円以内	
入 院 時 寝 巻 等		4,900円以内	
紙 お む つ 等		26,400円以内	
災害にあい 災害救助法 が発動され ない場合の 布団類・被 服	世帯人員	夏季(4～9月)	冬季(10～3月)
	2人まで	22,500円以内	40,300円以内
	4人まで	42,800円以内	68,200円以内
	5人	55,000円以内	86,800円以内
1 人 を 増 す ぐ と に		8,000円以内	11,900円以内
家 具 什 器 費 (暖房器具・冷房器具を除く。)		36,700円以内 [特] 58,400円以内	
暖 房 器 具		31,000円以内 [特] 78,000円以内	
冷 房 器 具		78,000円以内	
移送費		交通費、宿泊料、飲食物費、日当 (日当は委託使役者に限る。)	
入学 準備金	小学校等	91,600円以内	
	中学校等	101,000円以内	
就労活動促進費		月額	5,000円
配電設備費 水道・井戸、下水道設備費 液化石油ガス設備費		136,000円以内 [特] 204,000円以内	
家財保管料		[特]月額	14,000円以内
家財処分料		[特]	必要最小限度の額
妊娠定期検査料		[特]	必要最小限度の額
除雪費		[特]	34,000円以内

不動産鑑定費用

区分	基準額
保護の申請を行った者又は 保護受給中の者が、要保護 世帯向け長期生活支援資金 を利用(貸付審査により貸付 の利用に至らなかった場合も 含む。)する場合	不動産鑑定(再評価に要する費用を 除く。)及び抵当権等の設定登記そ の他のために必要な額

【級地区分】

- 2級地－1: 前橋市、高崎市、桐生市(3市)
3級地－1: 伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、草津町、みなかみ町、大泉町(11市町)
3級地－2: みどり市、上記以外の町村(21市町村)

群馬県級地別人口（令和2年国勢調査データによる）

	市町村	人 口	2級地—1合計	3級地—1合計	3級地—2合計
2級地-1	前橋市	332,149	811,567		
	高崎市	372,973			
	桐生市	106,445			
	(小計)	811,567			
3級地-1	伊勢崎市	211,850			
	太田市	223,014			
	沼田市	45,337			
	館林市	75,309			
	渋川市	74,581			
	藤岡市	63,261			
	富岡市	47,446			
	安中市	54,907			
	草津町	6,049			
	みなかみ町	17,195			
	大泉町	42,089			
	(小計)	861,038		861,038	
3級地-2	みどり市	49,648			
	榛東村	14,216			
	吉岡町	21,792			
	上野村	1,128			
	神流町	1,645			
	下仁田町	6,576			
	南牧村	1,611			
	甘楽町	12,491			
	中之条町	15,386			
	東吾妻町	12,728			
	長野原町	5,095			
	嬬恋村	8,850			
	高山村	3,511			
	片品村	3,993			
	川場村	3,480			
	昭和村	6,953			
	玉村町	36,054			
	板倉町	14,083			
	明和町	10,882			
	千代田町	10,861			
	邑楽町	25,522			
	(小計)	266,505			266,505
	総数(人)	1,939,110	811,567	861,038	266,505
	構成比(%)		41.85%	44.40%	13.74%

(令和2年10月1日現在の市町村の境域による)



群労発基 0701 第 1 号
令和 8 年 7 月 1 日

群馬地方最低賃金審議会
会長 米 本 清 殿

群 馬 労 働 局 長
上 野 康 博



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、群馬県最低賃金（昭和 55 年群馬労働基準局最低賃金公示第 8 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、貴会の調査審議を求める。



群馬県の最低賃金について

群馬県の経済を持続的に発展させるためには、中小企業の稼ぐ力を向上させることにより、生産性向上、賃金上昇、消費の拡大という「賃金と消費の好循環」を生み出していくことが重要です。そうした中で最低賃金は、労働者の生活を守るセーフティネットであると同時に、企業が賃金を決定する際の大きな要素であると考えています。

昨年度、群馬県の最低賃金は、群馬地方審議会での熱心な御議論の結果、目安額に+15円上乗せの1,063円となる大幅な引上げとなりました。県としても最低賃金決定の三要素を比較すると、北関東三県は同程度の水準にあると意見を提出させていただき、大幅な引上げにつきまして感謝申し上げます。結果として、栃木県や茨城県と約20円の差がありましたが、栃木県とは5円、茨城県とは11円まで差が縮まる結果となりました。

しかしながら、最低賃金額は大幅な引上げとなった一方、発効日が例年よりも半年近く遅れて令和8年3月1日となりました。大幅な引き上げに伴う事業者の準備期間を考慮し、審議会として判断されたと理解しておりますが、半年近く近隣県と最低賃金の差がさらに大きく広がったことも事実です。

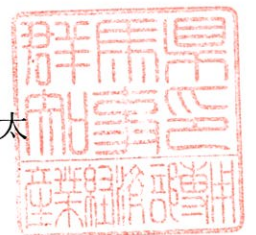
県では、従業員の基本給を一定以上引き上げた中小企業に対して「ぐんま賃上げ促進支援金」を支給するほか、県内企業が生産性向上や適正な価格転嫁を進められるよう、引き続き支援に取り組んでいます。

県民幸福度の向上には、県民全体の賃金上昇が不可欠であると考えており、引き続き中央最低賃金審議会が示す目安額への大幅な上乗せと早期の発効について、議論が尽くされますことをお願い申し上げます。

令和8年7月1日

群馬地方最低賃金審議会会長 様

群馬県知事 山本 一太





群馬県の最低賃金及び中小企業への支援について

群馬県の経済を持続的に発展させるためには、中小企業の稼ぐ力を向上させることにより、生産性向上、賃金上昇、消費の拡大という「賃金と消費の好循環」を生み出していくことが重要です。そうした中で最低賃金は、労働者の生活を守るセーフティネットであると同時に、企業が賃金を決定する際の大きな要素であると考えています。

昨年度、群馬県の最低賃金は、群馬地方審議会での熱心な御議論の結果、目安額に+15円上乗せの1,063円となる大幅な引上げとなりました。県としても最低賃金決定の三要素を比較すると、北関東三県は同程度の水準にあると意見を提出させていただき、大幅な引上げにつきまして感謝申し上げます。結果として、栃木県や茨城県と約20円の差がありましたが、栃木県とは5円、茨城県とは11円まで差が縮まる結果となりました。

しかしながら、最低賃金額は大幅な引上げとなった一方、発効日が例年よりも半年近く遅れて令和8年3月1日となりました。大幅な引き上げに伴う事業者の準備期間を考慮し、審議会として判断されたと理解しておりますが、半年近く近隣県と最低賃金の差がさらに大きく広がったことも事実です。

県では、従業員の基本給を一定以上引き上げた中小企業に対して「ぐんま賃上げ促進支援金」を支給するほか、県内企業が生産性向上や適正な価格転嫁を進められるよう支援に引き続き取り組んでいます。

県民幸福度の向上には、県民全体の賃金上昇が不可欠であると考えており、引き続き中央最低賃金審議会が示す目安額への大幅な上乗せと早期の発効について、議論が尽くされますことをお願い申し上げます。

あわせて、最低賃金引上げにより経営に影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する各種支援施策について継続して実施していただくとともに、早期に支援が行き渡るような御配慮をお願い申し上げます。

令和8年7月1日

群馬労働局長 上野 康博 様

群馬県知事 山本 一太



資料 1 1

第 1 回目安に関する小委員会配布資料

([厚生労働省ホームページにリンク](#))

資料 1 2

第 2 回目安に関する小委員会配布資料

([厚生労働省ホームページにリンク](#))

資料 1 3

第 3 回目安に関する小委員会配布資料

([厚生労働省ホームページにリンク](#))

資料 1 4

第 4 回目安に関する小委員会配布資料

([厚生労働省ホームページにリンク](#))

令和 8 年 7 月 23 日に開催された「令和 8 年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第 4 回）」におきまして、別添のとおり、同月 21 日に閣議決定された、日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026 を踏まえた厚生労働大臣からのメッセージと閣議決定文書の関係部分が配布されました。

群馬県最低賃金改定につきましても、これらに配意した、貴会の調査審議をお願い申し上げます。

令和 8 年 7 月 28 日

群馬労働局長 上野康博

資料 15

第5回目安に関する小委員会配布資料

([厚生労働省ホームページにリンク](#))